

令和 6（2024）年度事業概要

子ども家庭支援センター 教育支援課

＜令和 5（2023）年度事業報告＞



立川市
立川市教育委員会

令和 6（2024）年度事業概要

子ども家庭支援センター＆教育支援課

<令和 5（2023）年度事業報告>

2 課の組織と職員体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）	3
『第 2 次発達支援計画』と『第 3 次特別支援教育実施計画』	4
子ども家庭支援センター編	6
I. 子ども家庭支援センターの概要	
(1) 所管業務	7
(2) 子ども家庭支援センター沿革	7
(3) 事業予算	9
II. 令和 5 年度の活動実績	
II - 1. 子育て支援啓発事業	
(1) 子育て情報の提供	10
(2) 子育て講座	10
(3) ブックスタート事業	11
(4) 子育て支援団体等との共催事業	11
(5) おしゃべり会の開催	11
(6) 多胎ピアサポート事業	12
(7) 子ども総合相談受付	12
II - 2. 子ども家庭総合相談事業	
(1) 子ども家庭相談	13
(2) SKB たちかわ (Mother and Child Group)	14
(3) 子どもショートステイ事業	14
(4) 育児支援ヘルパー事業	14
(5) ファミリーフレンド事業	15
(6) 子ども支援ネットワーク	15
(7) 養育支援訪問事業	15
II - 3. ファミリー・サポート・センター事業	
(1) 会員登録人数	16
(2) 依頼件数及び活動件数	16
(3) 事業説明会	16
(4) 援助会員養成講習会	17
(5) 依頼会員の新規入会人数	17
(6) 活動状況	17
(7) フォロー研修	18
(8) 会報「子育て enjoy」、「輝く enjoy」の発行	18
(9) 感謝状贈呈式	18
II - 4. 総合発達相談事業	
(1) 相談事業	19
(2) 発達支援親子グループ事業	20

Ⅱ－５．子育て・健康複合施設整備事業	
(１) 整備スケジュール	2 1
Ⅱ－６．ドリーム学園（心身障害児通園施設）	
(１) 療育の特色	2 1
(２) 一日の療育プログラムの例	2 2
(３) 季節の行事など	2 2
(４) その他	2 3

教育委員会教育部 教育支援課編	2 4
------------------------	-----

Ⅲ．教育支援課の概要	
(１) 所管業務	2 5
(２) 教育支援課沿革	2 5
(３) 事業予算	2 7

Ⅳ．令和５年度の活動実績

Ⅳ－１．教育相談	
(１) 相談の進め方（来室相談の場合）	2 8
(２) 数字で見る教育相談	3 0
(３) 小・中学校への巡回相談	3 4
(４) 研修や講演会の開催	3 7
(５) 関係機関との連携	3 8
Ⅳ－２．就学相談・転学相談	
(１) 相談の進め方（就学相談の場合）	3 9
(２) 数字で見る就学相談・転学相談	4 0
(３) 就学支援シート	4 2
Ⅳ－３．特別支援教育の推進	
(１) 立川市の特別支援学級	4 4
(２) 通級指導学級／特別支援教室の利用相談	4 6
(３) 通常の学級介助員事業	4 7
(４) 臨時指導員等の研修や特別支援学級における 専門性向上の取り組み	4 8
(５) ことばの巡回相談事業	5 0
(６) 特別支援教育連絡会の開催	5 0
Ⅳ－４．その他の活動	
(１) 特別支援教育就学奨励費の支給	5 1

施設編（立川市子ども未来センター）	5 2
--------------------------	-----

立川市子ども未来センター施設概要	5 3
◆立川市子ども未来センターの子育て支援機能	6 0
◆子ども未来センター１階　子育て支援ゾーンのご案内	6 1
子育て支援・保健センター（愛称：はぐくるりん）の概要	6 2

2 課の組織と職員体制

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

子ども家庭部 子ども家庭支援センター

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
子ども未来センター	子ども家庭支援センター長	1				
	子ども家庭支援センター係		1	2		4
	子ども家庭支援ワーカー		1			
	地域活動ワーカー			1		
	ファミサポ・アドバイザー					3
	総合相談受付			1		1
	子ども家庭相談係		1	4	1	7
	子ども家庭支援ワーカー			3		2
	虐待対策ワーカー		1	1		5
	虐待対策コーディネーター				1	
	発達支援係		1	3		7
	保健師		1			
	保育士			3		1
	発達相談員					5
	事務職					1
	子育て・健康複合施設整備担当係		1	1		
	ドリーム学園		1	10		4
	保育士		1	8		2
	看護師			2		
	療育補助					2
合計 49 名		1	5	20	1	22

教育委員会事務局 教育部 教育支援課

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
子ども未来センター	教育支援課長	1				
	管理係		1			1
	就学相談係		1	1		8(1)
	事務職		1	1		
	就学相談員(心理職)					4(1)
	教育支援相談員(教育職)					4
	教育相談係		1	1		9(2)
	事務職		1	1		
	教育相談員(心理職)					9(2)
合計 25 名		1	3	2		18(3)
(本庁) 指導課兼務 統括指導主事		1				

()内は主任相談員で内数

『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』

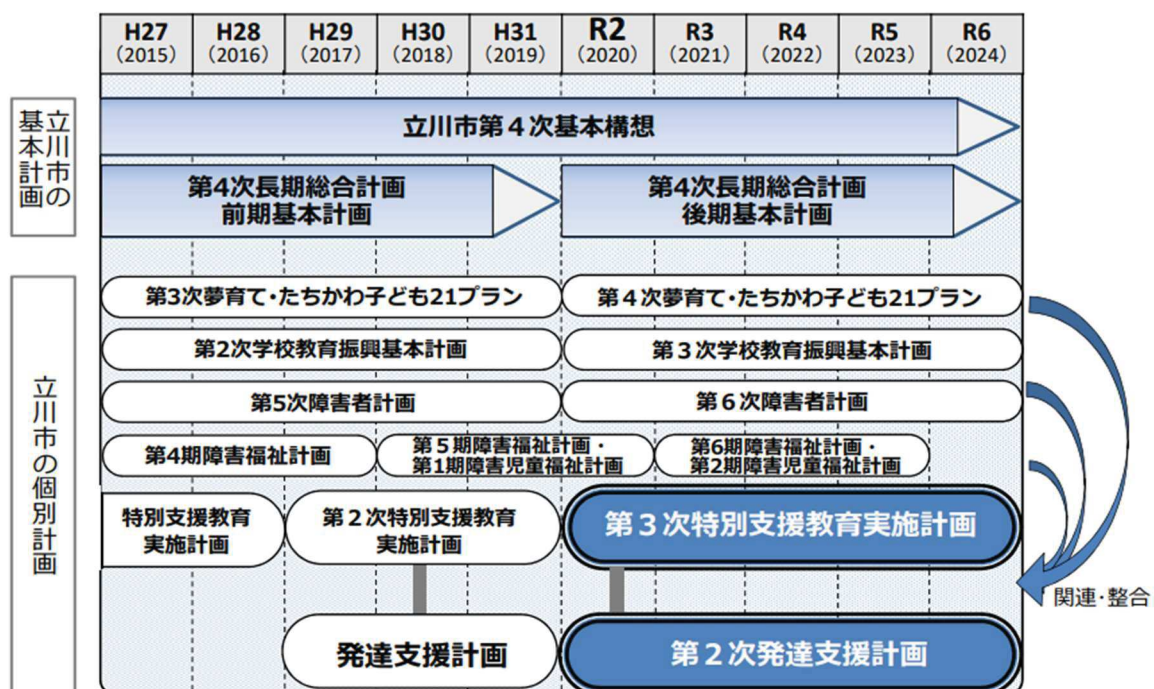
●2課連携による「途切れ・すき間のない支援体制の強化」

平成27年に、本市が策定した最上位計画である『第4次長期総合計画前期基本計画』及び子どもに関する総合計画である『第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン』では、配慮を必要とする子どもや家庭に対する支援を施策目標に掲げており、その具体的取り組みの一つとして、本市初となる『発達支援計画』（子ども家庭支援センター所管）を平成29年に策定しました。また、本市の学校教育の基本となる『第2次学校教育振興基本計画』の基本施策「一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援」のための取組を示す『特別支援教育実施計画』（教育支援課所管）の第2次計画を策定しました。本市が目指す途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化と、より早期に支援につなげる仕組みを確立するため、この2つの計画を密接に関連する計画として位置づけました。

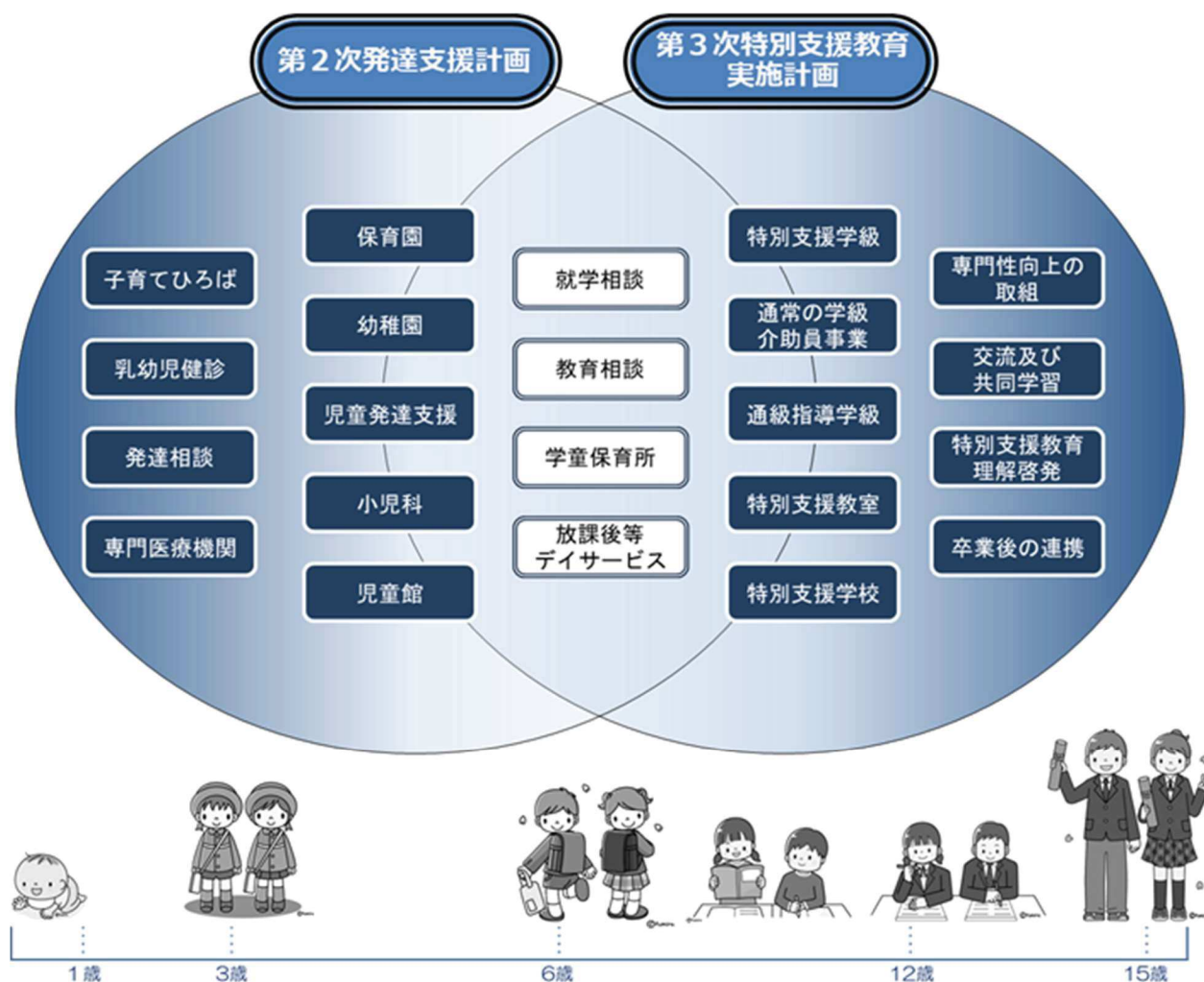
平成31年度は、これら2つの計画の次期計画を策定する年度であると同時に、本市の最上位計画である『立川市第4次長期総合計画後期基本計画』や『第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン』、『第3次学校教育振興基本計画』の策定年度と重なったことから、これまで3年だった計画期間を上位計画に合わせて5年としました。策定にあたっては、上位計画の方向性を受けつつ、2つの計画の策定検討の進捗過程について情報共有を行い、整合を図りながら検討を進め、令和2年6月に計画を策定しました。

令和6年度は、途切れ・すき間のない支援体制の強化に向けた取組を継続するため、次期計画となる『第3次発達支援計画』と『第4次特別支援教育実施計画』の策定作業を、2課が連携して進めています。

計画の位置付けと計画期間



『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』の所管範囲



就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談などの取組については、「第2次発達支援計画」に沿って進めます。一方、就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、「第3次特別支援教育実施計画」に沿って進めます。

いずれの計画も、立川市子ども未来センターや図書館等の公共施設にて閲覧ができます。また、市ホームページでもご覧いただけます。

子ども家庭支援センター編



I. 子ども家庭支援センターの概要

(1) 所管業務

子ども家庭支援センターの所管業務は、「立川市組織規則」(昭和 49 年 4 月 1 日規則第 9 号)の中で規定されています。

●子ども家庭支援センター

*子ども家庭支援センター係

- (1) 子ども家庭支援センターの文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 子ども家庭支援センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 子ども家庭支援センターの管理運営に関すること。
- (4) ファミリー・サポート・センターの管理運営に関すること。
- (5) 子育て支援の啓発に関すること。
- (6) 子育て及び子育て支援に係る地域のネットワークづくりに関すること。
- (7) ブックスタート事業に関すること。
- (8) 支援を必要とする子育て家庭のグループ活動に関すること。
- (9) 子ども家庭支援センター内他の係に属しないこと。

*子ども家庭相談係

- (1) 子ども家庭相談全般に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 子ども支援ネットワークに関すること。
- (4) 子どもショートステイ事業の調整及び運営に関すること。
- (5) 育児支援ヘルパーに関すること。
- (6) 養育支援訪問事業に関すること。

*発達支援係

- (1) 発達支援が必要な乳幼児の保護者に対する助言及び指導に関すること。
- (2) 発達支援に関わる機関の職員に対する助言及び指導に関すること。
- (3) 発達支援が必要な乳幼児及び保護者を対象とした発達支援親子グループ事業に関すること。
- (4) 心身障害児通園施設に係る物品の整備、委託等に関すること。

*子育て・健康複合施設整備担当係

- (1) 子育て・健康複合施設の整備に関すること。

*ドリーム学園

- (1) 心身の発達に遅れをもった児童の療育訓練に関すること。
- (2) ドリーム学園入所児童の保護者に対する相談、助言及び家族支援に関すること。
- (3) ドリーム学園の施設の管理に関すること。

(2) 子ども家庭支援センター沿革

●子ども家庭支援センター

平成 7 年度 東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。

平成 12 年度 平成 10 年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン（立川市子ども家庭支援計画）」に基づき、平成 12 年 4 月、女性総合センターアイム 1 階に、立川市子ども家庭支援センター“ほほえみ”を開設。

平成 16 年度	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。
平成 17 年度	上記の改正（児童福祉法第 10 条第 4 項）を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務が付加され、これに対応する職員体制となった。
平成 18 年度	子ども家庭支援センターの係が 2 つとなり、子ども家庭支援センター係は子育て支援の啓発事業を、子ども家庭相談係（平成 17 年度までは児童相談係）は主に相談業務を担当。
平成 19 年度	施設改修工事を行い、専用相談室（2 室）を確保。さらに「ほほえみ子育てひろば」を開設。
平成 22 年度	5 月に立川市錦町 4-1-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。
平成 24 年度	組織改正により、4 月より、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置した。10 月より、健康推進課との共管事業として、こんにちは赤ちゃん事業を開始。12 月 25 日、総合的子育て支援拠点として子ども未来センター内に移転し、子ども総合相談受付を設置した。
平成 25 年度	こんにちは赤ちゃん事業は 3 月末をもって健康推進課単独事業となった。
平成 26 年度	6 月より、市内保育園・幼稚園に通う年中児の保護者を対象に 5 歳児相談を開始。
平成 27 年度	組織改正に伴い、4 月より、保育課で所管していたドリーム学園を子ども家庭支援センターに移管した。
平成 28 年度	立川市発達支援計画を策定。児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めることとされた。
平成 29 年度	市区町村子ども家庭支援拠点として位置付けた。
平成 30 年度	立川病院カルテ保管庫跡地に整備した駐車場と管理棟の供用開始。
令和 2 年度	立川市第 2 次発達支援計画を策定。
令和 3 年度	令和 7 年度に供用開始予定の「立川市子育て・健康複合施設（仮称）」整備のため、4 月より担当主査を設置。令和 6 年度、子育て・健康複合施設整備担当係を設置。

●ファミリー・サポート・センター 【根拠法：児童福祉法第 21 条の 9 第 1 号】

平成 6 年度	国（当時：労働省）の「仕事と育児両立支援」事業として制度化。
平成 12 年度	6 月、女性総合センター・アイム 1 階の子ども家庭支援センター内に設置。9 月より援助活動を開始する。
平成 13 年度	労働省が厚生労働省となり、「仕事と家庭両立支援事業」となる。
平成 15 年度	国の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）や少子化社会対策基本法（同年法律第 133 号）などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。
平成 22 年度	5 月に立川市錦町 4-1-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。
平成 24 年度	12 月 25 日、子ども未来センター内に移転。

(3) 事業予算

事業名	主な実施内容	R6 予算 (千円)	R5 予算 (千円)
子育て支援 啓発事業	乳幼児の保護者の孤立を防ぎ、子育て力の向上を目指すため、子育て応援ブック Hi ちーずの発行やブックスタート事業、対象者別おしゃべり会、子育て講座の開催などを通して、子育て中の保護者に情報の提供や意識啓発を行う。	2,541	2,687
子ども家庭総合 相談事業	子育て家庭からの相談や、児童虐待通告への対応や児童虐待の未然防止・早期発見、要支援家庭の支援、虐待傾向の親のグループワーク、子ども支援ネットワークの調整等に取り組む。	3,392	3,426
子どもショート ステイ事業	保護者が入院や仕事などにより一時的に児童を養育できなくなったとき、1日3人まで、1回につき6泊まで市内の児童養護施設で児童を預かり、宿泊、食事の提供、通園・通学の送迎を行う。	12,981	12,981
ファミリー・ サポート・ センター事業	子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いができる人が相互に登録して、保育園などの送り迎えやその前後の一時預かりなどを行い、1時間あたり700円の謝礼金を支払う。会員の登録、養成、活動のコーディネートを行う。	1,312	1,311
育児支援 ヘルパー事業	出産予定日1ヶ月前から出産後子どもが1歳(多胎児は2歳)までの妊産婦等に対し、訪問による育児・家事等の支援を行い、健やかな出産及び安定した養育を可能とするとともに、児童虐待を未然に防止する。1回2時間、乳児1人につき6回(多胎児は25回)までヘルパー派遣、1回500円の自己負担(免除制度あり)。	2,718	3,579
養育支援 訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、専門的相談支援や育児家事援助を行うことにより、適切な養育の実施を確保し、児童虐待を防止する。	504	504
総合発達 相談事業	発達に支援や配慮が必要な児童とその保護者に対して相談支援を行う。5歳児相談、巡回保育相談、発達支援親子グループ、発達相談を実施するとともに、保護者の育児不安の軽減や心理的な支援を行う。また、発達障害児等支援に係る医療機関との連携事業を実施する。	11,150	10,930
ひとり親家庭等 見守り支援事業	ひとり親家庭のうち子どもが保育園や幼稚園の利用がないなど、孤立傾向にある家庭の見守りを行う。該当する家庭について住民基本台帳をもとに抽出し、関係課による絞込みを行い、関係課職員によって家庭訪問を行う。	31	31
子育て・健康複 合施設整備事業	立川市前期施設整備計画に基づき、途切れのない安心した子育てを支える拠点、健康な生活を維持増進していく基幹施設として複合施設を整備する。	1,882,212	708,156
第3次発達支援 計画策定事業	学識経験者や公募市民等で構成する検討委員会を立ち上げ、令和7～11年度を計画期間とする「立川市第3次発達支援計画」を策定する。	775	—
心身障害児 通園施設 管理運営(※)	ドリーム学園で心身の発達に支援や配慮が必要な2歳から就学前の子ども(定員25人)を対象に総合的な療育を行うほか、保護者同士が集う場を設定し学習会や情報交換の場を提供する。また、幼稚園や保育園に通う子どものうち、療育的な支援が必要な子どもへの並行通園を行う。	42,057	36,228
子ども家庭支援センター予算		1,959,673	779,833
立川市児童福祉費予算(※印は除く)		17,357,499	15,996,940

※人事課人件費を含む

Ⅱ. 令和5年度の活動実績

Ⅱ-1. 子育て支援啓発事業

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に育児を見聞きする経験が少なく出産する保護者の多くは、昔なら親族や地域の子育て経験者に頼ることで解決できた「日常生活での子育てに関するしつけや常識」について悩み、子育てに負担感を感じます。インターネットには多様な情報があふれ、何を頼りに育児をしていいのか……。そんな子育ての負担感と孤立感を軽減するため、子育ての相談に応じ、地域の子育て支援情報の提供や保護者同士の交流を促進する取り組みを行っています。

(1) 子育て情報の提供

- ①『子育て応援ブック Hi ちーず』の発行
令和6年2月 13,000部（A4判・84頁）
- ②子ども家庭支援センター・パンフレット
3,000部（A4判・三つ折）
- ③子育て情報紙『ほほえみ』
12,000部（年3回／指定管理者による発行）
- ④子育て支援情報局「いれたち・ねっと」の運営支援



(2) 子育て講座

『こそだてカフェ』

1歳から3歳の子どもを子育て中の母親同士がグループになり、子育ての悩みや関心のあることを話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	会場
R6. 3/7～3/28 (全4回)	市職員	8人	柴崎学習館

『ペアレントプログラム』

「ペアレントプログラム」とは、行動療法の一つである「ペアレントトレーニング」と、厚生労働省推進の「ペアレント・プログラム」をもとに生まれたプログラムです。子どもの行動への見方を変えることで、家族とより良いコミュニケーションがとれるようロールプレイなどを通して学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	会場
R5. 9/14～12/21 (全7回)	キラリっ子ファミリー カフェ 代表 中村ひとみ 氏	51人 (実人数9人)	子ども未来 センター

(3) ブックスタート事業

「ブックスタート」は、赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい時間と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。3～4か月児健康診査の会場で、市民ボランティアの方が絵本セットをお渡しするとともに、絵本の読み聞かせと、市の子育て支援情報をお伝えしています。

	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施回数	22 回	10 回	32 回	24 回	24 回
健診予定者数	1,334 人	1,322 人	1,224 人	1,178 人	1,143 人
配布数	1,271 人	1,228 人	1,186 人	1,141 人	1,113 人

(4) 子育て支援団体等との共催事業

*参加人数の()内は子どもの人数

実施日	事業名	共催者	参加人数	会場
R5. 5/24 (水)	リフレッシュエクササイズ&親子でミニコンサート	子育て・いれかわり たちかわり実行委員会	12 (6)	子ども未来センター
R5. 6/18 (日)	1分1秒を争う赤ちゃん・子どもの緊急事態の手当て		48 (9)	子ども未来センター
R5. 11/18 (土)	世界こどもの日		120	子ども未来センター
R5. 12/27 (水)	いれたちフェス		190	子ども未来センター
R6. 3/10 (日)	いれたち交流会「わ!わ!わ!たちかわ」		11	たましん RISURU ホール

(5) おしゃべり会の開催

		H31	R2	R3	R4	R5
多胎児 (毎月原則第4土曜日)	実施回数(回)	11	7	11	13	12
	延べ参加家庭数(組)	45	18	28	43	36
	延べ参加者数(人)	108	45	61	146	105
たんぽぽ(発達) (毎月第3火曜日)	実施回数(回)	11	8	12	12	12
	延べ参加家庭数(組)	108	87	140	173	147
	延べ参加者数(人)	127	91	149	182	157
ひとり親 (毎月第3土曜日)	実施回数(回)	11	9	12	12	12
	延べ参加家庭数(組)	107	62	111	92	49
	延べ参加者数(人)	197	104	176	149	74

(6) 多胎ピアサポート事業

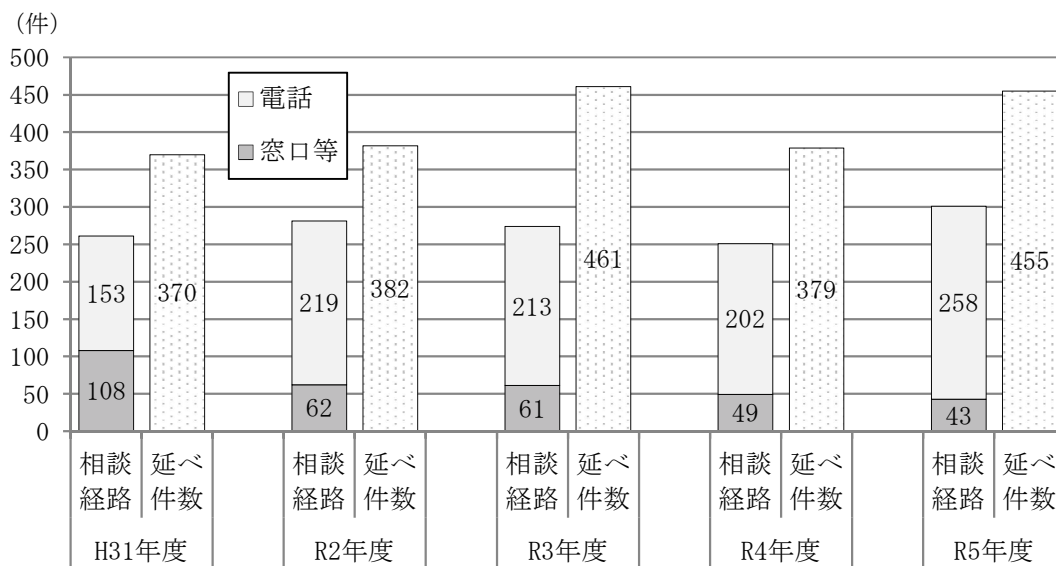
多胎児の育児経験者との交流会（おしゃべり会）および多胎ピアサポーター養成講座を実施しました。

開催時期	講座名	講師	参加人数	会場
R6. 3/22（金）	多胎ピアサポーター 養成講座	・ 日本多胎支援協会理事 太田ひろみ氏 ・ SwingRing～ふたご応援 プロジェクト～	3 人	子ども 未来 センター

(7) 子ども総合相談受付

子ども自身からの相談を受けるとともに、保護者の方が、子どものことで、どこに相談してよいかわからない場合にお問い合わせいただく窓口です。専門の担当者が電話や窓口等にてご相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うほか、必要な場合には、発達相談や教育相談などの専門の相談窓口につながります。

また、出張相談として担当者が子育てひろばに出向き、来場者のお話をお伺いしたり、「子ども総合相談受付」の周知を図っています。

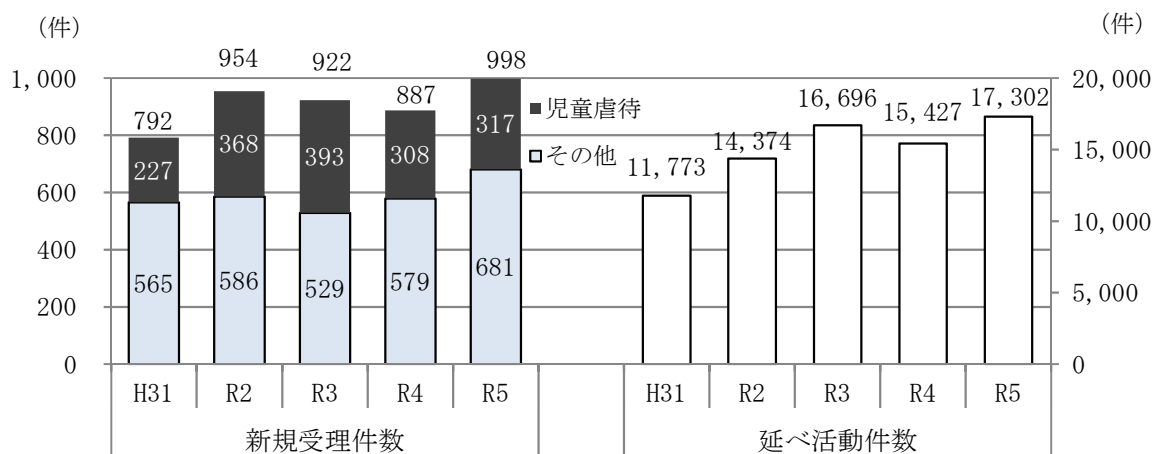


Ⅱ-2. 子ども家庭総合相談事業

子どものことや家庭での悩みについて、専門の職員が電話や窓口での相談のほか、必要に応じて家庭を訪問して対応しています。また、関係機関や市民からの児童虐待通告があった場合には、子どもの安全を第一に考えて現認を行うとともに、保護者への助言や子育てに対する悩みに寄り添い、必要な支援につなげます。

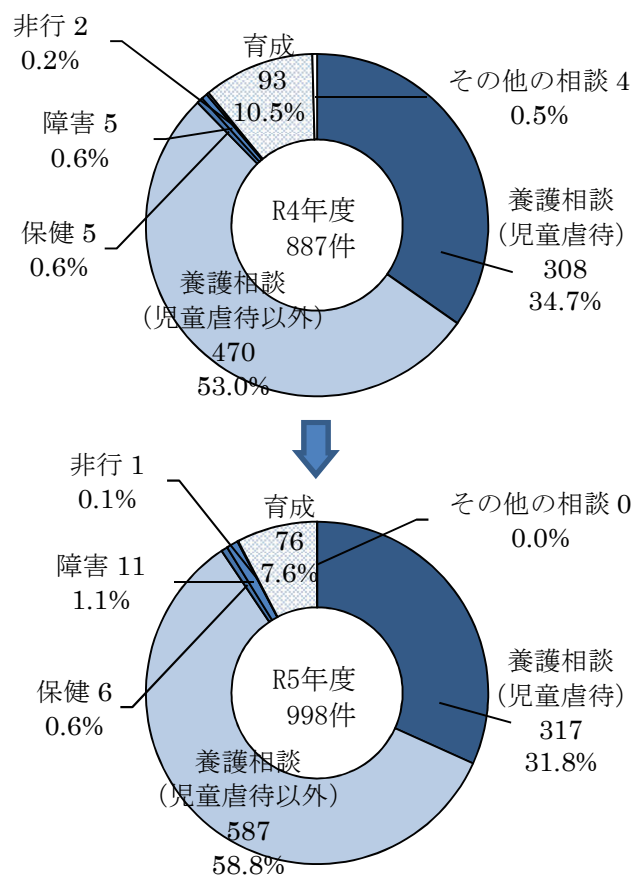
(1) 子ども家庭相談

① 年度別相談件数



② 相談内容

区 分		新規受理件数
養護相談	児童虐待相談	317
	その他の相談	587
保健相談		6
障害相談	肢体不自由相談	11
	視聴覚相談	
	言語発達障害等相談	
	重症心身障害者相談	
	知的障害相談	
	発達障害相談	
非行相談	ぐ犯行為等相談	1
	触法行為等相談	
育成相談	性格行動相談	76
	不登校相談	
	適性相談	
	育児・しつけ相談	
その他の相談		0
合 計		998



(2) SKB たちかわ (Mother and Child Group)

「子育てがうまくいかない」「言うことを聞かない子どもにイライラ」など、叱り過ぎていることが気になっているママの集まりです。誰にも話せない悩みやイライラを仲間と語り合うことで、孤立感や不安の軽減につなげます。声かけや助言を行う臨床心理士が同席します。

開催日	講 師	参加人数	保育数	会 場
毎月平日 1 回と土曜日 1 回 (いずれも 8 月を除く)	小野 良子氏 (臨床心理士)	平 日 6	1	女性総合センターアイム
		土曜日 11	4	子ども未来センター

(開催中止を含む)

(3) 子どもショートステイ事業

保護者の方が病気、出産、入院などで子どもの養育ができない時、市内の児童養護施設でお子さんを短期間お預かりしています。入所中は、食事や身の回りのこと、通園・通学のお世話をします。

- ・対象年齢：2 歳以上 12 歳以下 ・利用期間：1 泊から 6 泊まで。
- ・費用：1 日 1,200 円の利用料及び食費などの実費がかかります。(免除制度あり)

	H31 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
区分	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
疾病	10	41	6	13	10	27	3	13	1	7
育児疲れ	74	199	121	326	135	327	147	343	102	251
出産	3	19	1	8	8	38	2	5	0	0
仕事	43	93	48	100	64	126	89	183	97	202
その他事由	1	3	13	31	8	22	6	16	10	24
合計	131	355	189	478	225	540	247	560	210	484

(4) 育児支援ヘルパー事業

市内在住の妊産婦等を対象にヘルパーを派遣し、育児・家事・相談・助言を行う制度です。

- ・対象者：出産予定日 1 か月前から出産後 1 年以内の妊産婦等（多胎の場合は 2 年以内）
- ・派遣回数：乳児 1 人につき 6 回まで、多胎児は年 25 回まで（1 回あたり 2 時間以内）
- ・費用：1 回 500 円（免除制度あり）
- ・援助内容：日常的な育児、家事、買い物、沐浴や授乳の補助等

	利用人数	利用回数	フォロー件数
H31 年度	112	257	10
R2 年度	78	188	7
R3 年度	129	432	5
R4 年度	129	407	9
R5 年度	128	396	8

(5) ファミリーフレンド事業

ファミリーフレンド（傾聴ボランティア）が無償で家庭を訪問し、子育て中のちょっとした相談を聞いたり応じたりしています。

- 対象者：0歳から18歳までの子どもがいる家庭、妊婦のいる家庭。
- 訪問回数：基本は6回以内。
- 事業協力：市民型ソーシャルワーカーほっとほっとたちかわ

	利用件数	訪問回数
H31 年度	3	4
R2 年度	2	6
R3 年度	3	7
R4 年度	4	17
R5 年度	6	11

※H20年2月にパートナーシップ協定を締結。

(6) 子ども支援ネットワーク（立川市要保護児童対策地域協議会）

①設置：平成18年8月1日

②活動状況（実施回数）

	代表者会議	実務者会議	ブロック会議	ケース会議
H31 年度	1	5	34	99
R2 年度	1	6	28	90
R3 年度	1	6	29	96
R4 年度	1	6	35	56
R5 年度	1	6	35	75

(7) 養育支援訪問事業

①訪問件数

	実世帯数	訪問回数	電話相談
H31 年度	80	257	—
R2 年度	106	329	606
R3 年度	80	173	1,032
R4 年度	105	219	556
R5 年度	110	190	1,754

②育児・家事援助利用状況

	利用家庭数	派遣日数
H31 年度	5	109
R2 年度	10	103
R3 年度	6	39
R4 年度	2	60
R5 年度	3	43

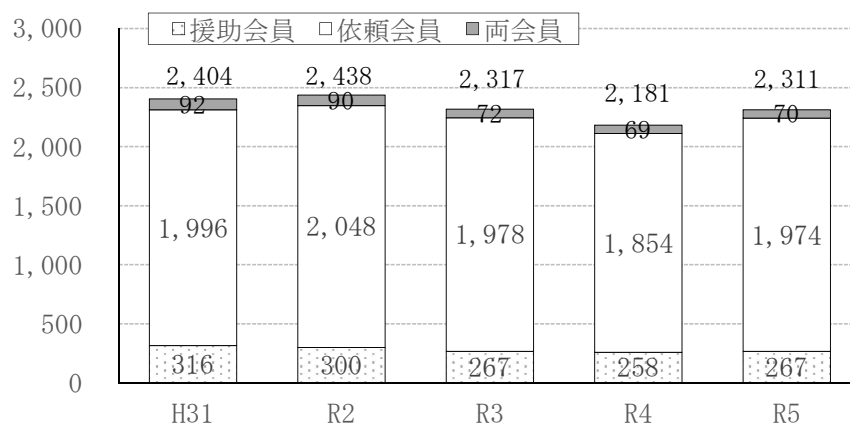
※R2年度～R5年度は新型コロナウイルス感染症拡大の為、自宅訪問と電話相談の件数となっています。

Ⅱ-3. ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手伝ってほしい方（依頼会員）、子育てのお手伝いができる方（援助会員）、その両方を兼ねる方（両会員）が、地域で子育てを支える制度です。近所に頼れる身内がないご家庭も少なくない昨今、地域の市民による手助けにより、育児の負担が軽くなります。事前登録制・謝礼金1時間700円より。

（１） 会員登録人数

（人）

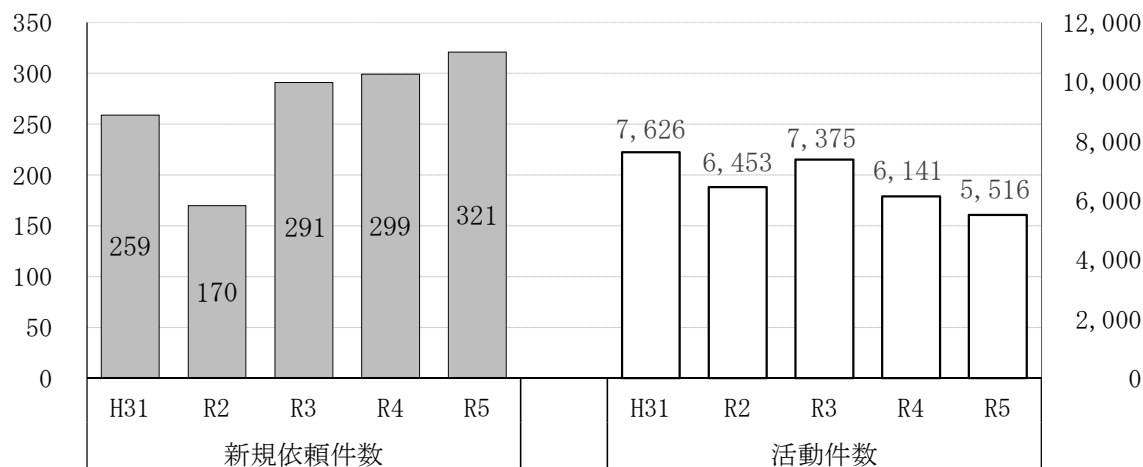


* 入会后、1年ごとに登録内容を確認し、5年以内に会員登録の更新手続きを行っている。

（２） 依頼件数及び活動件数

（件）

（件）



（３） 事業説明会（年2回開催）

回	日 程	参加人数	内 容
①	R5. 5/10（水）	9	事業説明（センターの仕組みや活動の様子など）
②	R5. 12/6（水）	10	
	計	19	

(4) 援助会員養成講習会 (年2期開催)

期	日 程	参加人数	修了人数	保育数
①	R5. 6/19～28 (全4回)	12	10	0
②	R6. 1/22～30 (全4回)	9	7	0
合 計		21	17	0

(5) 依頼会員の新規入会人数

入会方法	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
通常窓口	241	169	215	195	185
出張入会	26	14	24	40	44
訪問入会	0	0	0	5	3
郵送	11	25	22	17	23
合 計	278	208	261	257	255

* 出張入会受付は、こぶし会館・中砂ひろば・森の子ひろば・西立川児童会館・ひまわり子育てひろば・西砂学習館で実施している。(ひまわり子育てひろばは令和5年度工事中のため実施せず)

(6) 活動状況 (回)

1. 総活動回数		5,516
活動回数内訳	① 保育所、幼稚園の登園前の預かりと送り	226
	② 保育所、幼稚園の送り	224
	③ 保育所、幼稚園の迎え	340
	④ 保育所、幼稚園の終了後の預かり	377
	⑤ 学童の送り(学校・学童保育)	97
	⑥ 学童の迎え(学校・学童保育)	61
	⑦ 学童終了後の援助	109
	⑧ 子どもの病気回復期の援助	39
	⑨ 子どもの習い事等の場合の援助	672
	⑩ 保育所、学校等休み時の援助	754
	⑪ 保護者の短期間、臨時的就労の場合の援助	152
	⑫ 保護者の求職活動中の援助	1
	⑬ 保護者等の冠婚葬祭による外出や他の子どもの学校行事の場合の援助	3
	⑭ 保護者等の外出の場合の援助	223
	⑮ 保護者等の病気、その他急用の場合の援助	26
	⑯ 保育所、幼稚園の迎えと帰宅後の預かり	425
	⑰ 学童の迎えと帰宅後の援助(学校・学童保育)	30
	⑱ 学童の朝の預かりと送り(学校・学童保育)	2
	⑲ 障害をもつ児童への援助	1,269
	⑳ その他の援助	486
2. 依頼会員のキャンセル回数 (当日キャンセル分)		133

(7) フォロー研修

実施日	内容	講師	参加人数	会場
R5. 9/27 (水)	1分1秒を争う乳幼児・子どもの救急救命法	NPO 法人シーボウル海の教室 中村智子氏	7	子ども未来センター
R6. 2/6 (火)	赤ちゃんのお世話の仕方	助産師 河 房子氏	13	子ども未来センター

(8) 会報「子育て enjoy」、「輝く enjoy」の発行

① 子育て enjoy : 全会員向け会報

	発行部数	内容
V O L . 46 (R5. 9 月 発行)	2,500 部	入会登録手続き案内 等
V O L . 47 (R6. 1 月 発行)	2,500 部	立川市ファミリー・サポート・センター感謝状贈呈式 等

② 輝く enjoy : 援助会員向け会報

	発行部数	内容
V O L . 10 (R5. 9 月 発行)	340 部	フォロー研修及び茶話会の案内 等
V O L . 11 (R6. 1 月 発行)	340 部	養成講習会の案内 等

(9) 感謝状贈呈式

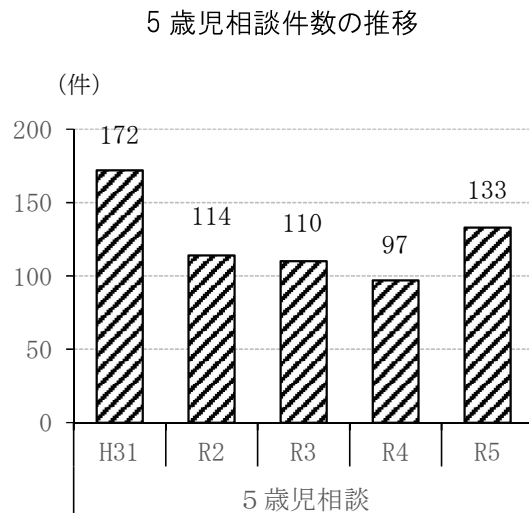
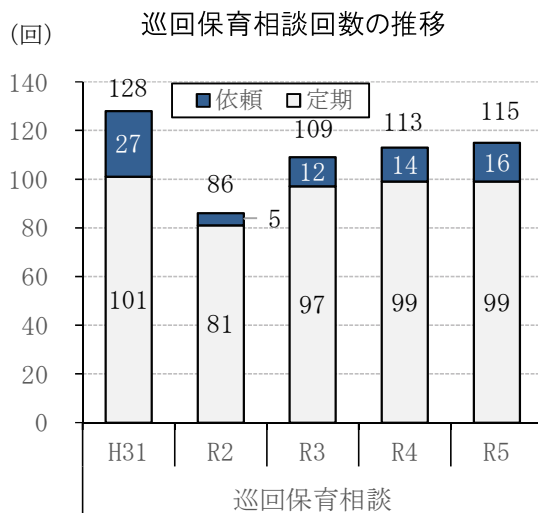
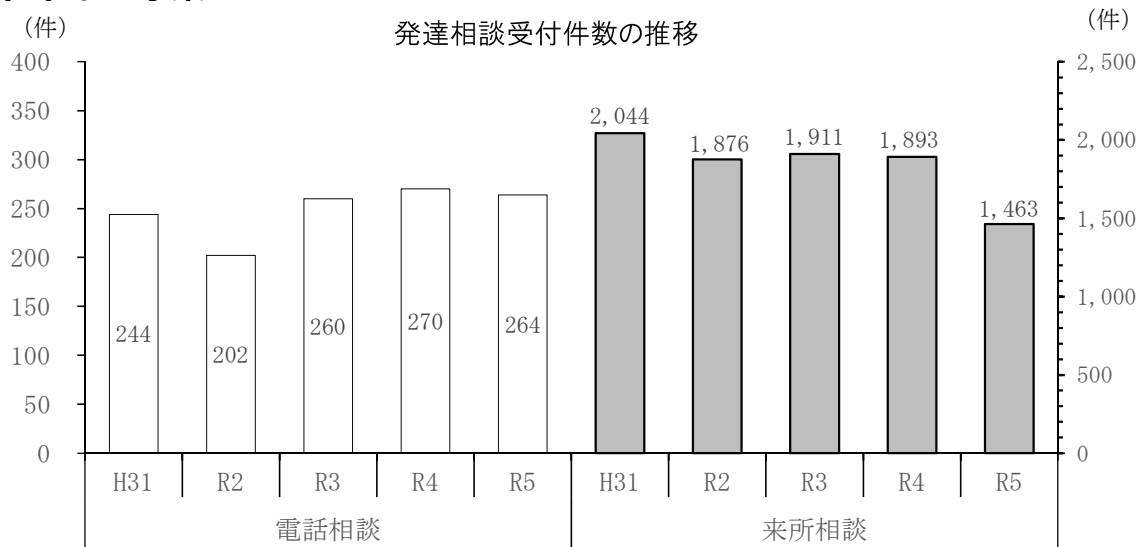
実施日	内容	表彰者	会 場
R5. 12/1 (金)	援助会員として功績があった方及び他の援助会員の模範となる方を表彰	3 名	市長室

Ⅱ-4. 総合発達相談事業

子どもの発達に悩みや不安をお持ちの保護者の方や、発達に支援や配慮が必要な子どもをお持ちの保護者の方を対象に、公認心理師など専門の職員が相談に対応するとともに、小集団での発達支援親子グループ活動を行っています。また、幼稚園や保育園を対象に巡回保育相談や幼稚園や保育園に通う年中児（5歳児）を対象に通園先で保護者の相談を受ける5歳児相談を行っています。

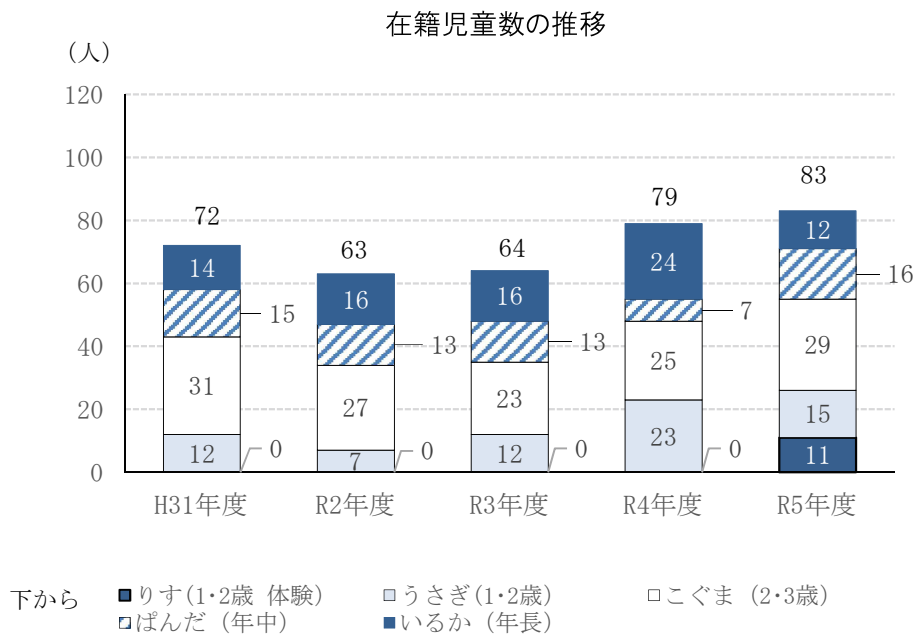
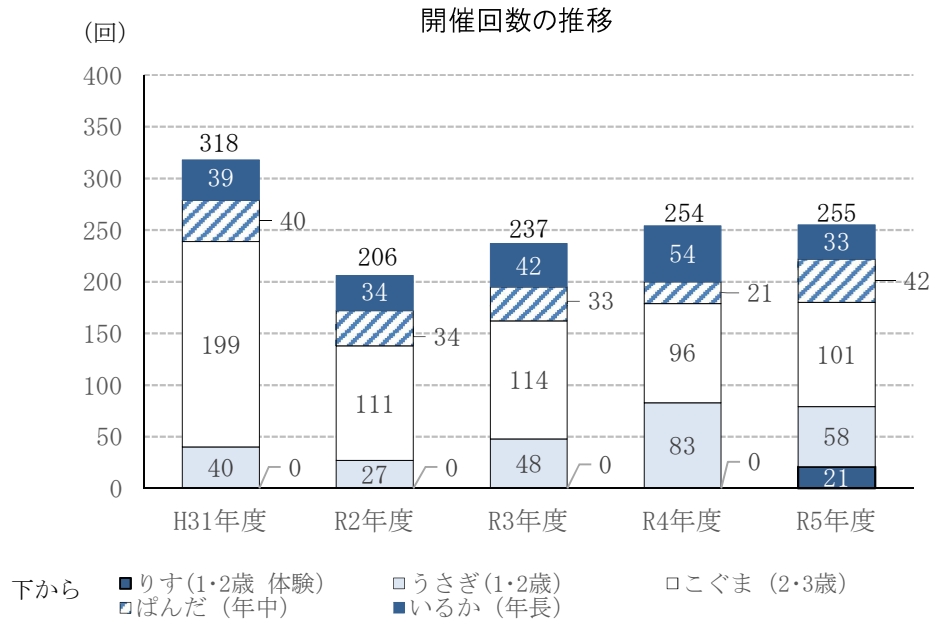
平成30年度から児童発達支援事業所交流会を開催して、情報交換や課題の共有を行い、事業所との連携に取り組んでいます。

（１）相談事業



巡回保育相談は市内保育園・幼稚園に年2回、認証保育所等は依頼に応じ随時実施し、5歳児相談も同様に各園年2回実施しています(保護者希望制)。

(2) 発達支援親子グループ事業



発達段階に応じたプログラムに保護者が子どもと参加する中で、子どもの成長・発達を支援しています。その中でも年長グループは、就学支援親子グループとして、学習態勢の形成を促すことを目的にしています。

令和5年度から、体験参加ができる「りすグループ」を始めました。

Ⅱ-5. 子育て・健康複合施設整備事業

健康会館、ドリーム学園、子ども家庭支援センター、教育支援課の機能、及び子育て推進課の一部機能を有する複合施設を子ども未来センター東隣に整備します。

(1) 整備スケジュール

令和3年5月 設計事業者の決定（株式会社K構造研究所が設計を受託）

6月 基本計画の作成開始

令和4年1月 基本計画の策定、基本設計・実施設計の作成開始

令和5年2月 基本設計・実施設計の完了（P64-P67 参照）

令和5年3月 建設予定地の用地取得

令和5年6月 市民説明会の実施

令和5年7月 建築工事開始

<今後の予定>

令和7年3月 建築工事終了

令和4年1月に策定した「立川市子育て/健康複合施設（仮称）基本計画」に基づき、基本設計・実施設計を行い、令和5年2月に設計を完了しました。同年7月からは建築工事を開始しています。

Ⅱ-6. ドリーム学園（心身障害児通園施設）

昭和46年に設立されたドリーム学園は、心身の発達に支援や配慮を必要とする2歳～就学前の市内在住のお子さんを対象に療育を行う児童発達支援事業所です。

毎日、通うことで集団の中での成功体験を積みながら、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます。（定員25人。送迎バスあり）

また、園外療育や家族行事も行っています。



(1) 療育の特色

- 生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけます。
- 集団の場での療育を通して人との関わりを深め、情緒の安定や社会性の基礎を培います。
- 運動遊びや戸外での活動を取り入れ、丈夫な身体づくりや運動機能の発達を促します。
- いろいろな課題を通して興味の幅を広げ、学習に対する基礎を養います。
- 親子や家族参加のプログラム、勉強会等を通し、子どもの発達に対して理解を深めていきます。

(2) 一日の療育プログラムの例

10:00	登 園	送迎バス降車
	自由あそび	職員やお友達との関わり遊びを通じて関わる力を育てます
10:30	体 操	リズムに合わせて体を動かす楽しさを経験する中で運動能力や皆と一緒に活動する力を高めていきます。
11:00	集 会	手あそび等を通して興味の幅を広げ模倣力を育てていきます。着席行動などのルールも学びます。
	課題学習	手先を使う課題を中心に、集中して取り組む経験や達成感を積み重ね、学習の土台をつくります。
11:40	戸外活動	歩行や遊びにより、行動のリズムや持続力、丈夫な体をつくります。
12:30	昼 食	お子さんの状態に応じた食事指導を行います。 (弁当持参・月4回給食有)
13:15	自由あそび	おもちゃを使った遊びを中心に、お子さんの遊びへの興味を広げていきます。
14:00	降 園	送迎バス乗車

(3) 季節の行事など

○ 年間行事

4 月	入園式	10 月	園外療育 親子園外療育
5 月	園外療育		
6 月	父親療育参加	11 月	—
7 月	園外療育	12 月	夢まつり
8 月	1 年生おしゃべり会・きょうだいプログラム①②	2 月	父親療育参加・園外療育
9 月	運動会	3 月	卒園式

保護者登園日（学習会、療育見学、療育参加等）・保護者会

父の会主催（遊ぼう会・勉強会）

専門相談面談、園医等による親子面談及び健診

○ 令和5年度指導訓練状況

月別 指導数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施日数	18	20	22	20	13	21	20	20	18	17	19	14	222
在籍児数	25	25	25	25	25	25	25	25	24	23	24	24	295

○ 卒園児等の状況

施設名	特別支援学校	小学校		その他	計
		特別支援学級	通常の学級		
人 数	4	3	0	0	7

(4) その他

- ドリーム学園の発達支援のスキルや専門性をいかし、在園児以外の児童に対する取り組みを行っています。

①並行通園（たけのこグループ）…実施 16 回（水曜日）／延べ 35 名（1 グループ）参加

療育の必要な保育園、幼稚園在園の年中児・年長児、計 4 名に対するグループ活動の療育。

②1 年生おしゃべり会

卒園 1 年目の保護者を対象とした情報交換。

③きょうだいプログラム

ドリーム学園に在園及び卒園した児童の小学校 1 年生以上のきょうだい対象。
きょうだい同士の交流や楽しい時間の共有の機会をつくる。

④保護者等対象事業

➤ 父親療育参加

父親同士の親睦を深め、子どもの理解や、療育の理解につなげる。

➤ 年長児親子プログラム

療育見学や参加を通し、園での子どもの様子や取り組みを知り、就学後へつなげる。

➤ 夢まつり…テーマ『あそびや生活の中ではぐくむ手の育ち』

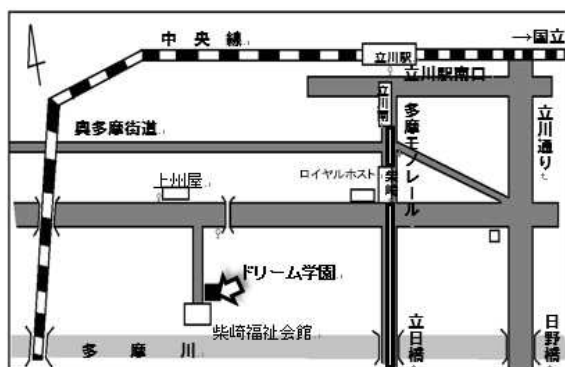
公開講座：令和 5 年 12 月 9 日（土）／参加者 在園児保護者 34 名 支援者 56 名

※2 回開催（園児保護者対象・支援者対象）

展示：園の取組みの様子を紹介・保護者による作品展示・職員によるテーマ展示

12 月 9 日（土）～12 月 13 日（水）

⑤関係機関からの見学等の受け入れ



教育委員会教育部 教育支援課編



Ⅲ. 教育支援課の概要

(1) 所管業務

教育委員会の所管業務は、「立川市教育委員会処務規則」(昭和 43 年 10 月 1 日教育委員会規則第 2 号)の中で規定されています。

●教育支援課（平成 27 年 4 月 1 日に特別支援教育課より名称変更）

*管理係（平成 27 年 4 月 1 日に特別支援係より名称変更）

- (1) 課の文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。
- (4) 特別支援学級に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関すること。
- (5) 特別支援学級の教材及び教具の整備に関すること。
- (6) 課内他の係に属しないこと。

*就学相談係（令和 2 年 4 月 1 日に相談係より組織変更）

- (1) 特別支援学級（固定制）の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (2) 特別支援学級（固定制）の通学区域に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。
- (4) 障害のある児童及び生徒の支援等の検討に関すること。
- (5) 通常の学級に配置する介助員等に関すること。
- (6) 医療的ケアを要する児童及び生徒に対応する看護師の配置等に関すること。
- (7) 特別支援学級（固定制）の宿泊行事等に対応する看護師の配置等に関すること。
- (8) 副籍事業の地域指定校の手続に関すること。
- (9) 特別支援教育の理解及び啓発に関すること。
- (10) 特別支援教育に係る補助に関すること。

*教育相談係（令和 2 年 4 月 1 日に相談係より組織変更）

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 市立小学校及び中学校への巡回相談に関すること。
- (3) 特別支援学級（通級制）及び特別支援教室の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (4) 特別支援学級（通級制）の通学区域に関すること。
- (5) 特別支援学級（通級制）及び特別支援教室に係る児童及び生徒の入退級等に関すること。
- (6) 特別支援教育の理解啓発に関すること。
- (7) 関係団体との連携会議の運営に関すること。
- (8) 特別支援学級設置校長会に関すること。

(2) 教育支援課沿革

平成 21 年 12 月

『第 1 次夢育で・たちかわ子ども 21 プラン』（平成 17 年策定）の重要取組事業として発足した「立川市途切れない発達支援検討ワーキンググループ」による最終報告書がまとまる。

平成 22 年 5 月

立川市役所の泉町移転と同時に、『立川市旧庁舎周辺地域グランドデザイン』を公表。跡施設は、乳幼児期から学齢期までの途切れない発達支援（下記 1～6 の事業）を実現する、子ども総合相談の拠点として利活用する方針を固め、準備検討に入る。

1. 子どもと家庭の総合相談窓口である子ども家庭支援センター（ファミリー・サポート・センターを含む）
2. ドリーム学園（心身障害児通所訓練事業）の発達相談事業及び外来母子通園事業
3. 教育委員会指導課所管の教育相談事業
4. 教育委員会学務課所管の就学相談事業、就学奨励費事業
5. 民間活力導入による乳幼児の一時預かり事業
6. 子育てひろば事業と子育て支援啓発事業

平成 24 年 4 月	上記事業 3 と 4 を統合し、特別支援教育関連の処務を取り扱う「特別支援教育課」を、教育委員会事務局に新設。 第三中学校内に、中学校では 3 か所目となる情緒障害等通級指導学級「羽衣学級」を開設。
平成 24 年 12 月	12 月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』がオープン。子ども総合相談窓口を含む行政機能がスタート。
平成 25 年 3 月	子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがぱーく」を含むすべての機能がスタート。
平成 25 年 4 月	「特別支援教育実施計画（仮称）」策定検討等による業務増加に対応するため、東京都より特別支援教育を専門とする統括指導主事の派遣を受ける。さらに、課内に「特別支援係」を新設するとともに、教育相談係の名称を「相談係」に改称。
平成 25 年 5 月	適応指導教室「たまがわ」を、旧多摩川小学校 2 階から錦学習館 2 階（旧教育相談室スペース）へ移転。
平成 26 年 3 月	「立川市特別支援教育実施計画」を策定。
平成 26 年 4 月	適応指導教室事業とハートフルフレンド事業を指導課に移管。それに伴い、生活指導相談員を指導課に異動させ、小学生対象と中学生対象の適応指導教室にそれぞれ配置した。 第八小学校内に、小学校では 4 か所目となる情緒障害等通級指導学級「つばさ学級」を開設。
平成 26 年 7 月	市立小・中学校の巡回相談にあたる専任相談員を 2 名配置。
平成 26 年 8 月	特別支援教育連絡会を設置。
平成 27 年 4 月	課名を「教育支援課」に、特別支援係を「管理係」と名称変更。 肢体不自由等の児童・生徒の指導・支援に対する学校への助言や、知的障害学級の指導・支援に対する助言等を行う、教育支援相談員を配置。巡回相談員を 3 名に増員。
平成 27 年 10 月	特別支援教室モデル事業を市内小学校 8 校で開始。
平成 27 年 11 月	子ども未来センターで言語聴覚士によることばの相談事業を開始。
平成 28 年 4 月	小学校特別支援教室の愛称を「キラリ」と決定し、8 校で導入。 巡回相談員を 4 名に増員。就学相談の心理職を 3 名に増員。
平成 28 年 7 月	言語聴覚士の学校訪問による相談事業を小学校にて試行開始。
平成 29 年 3 月	「立川市第 2 次特別支援教育実施計画」を策定。 統合及び新学校の建設が決定している、けやき台小学校の「きこえとことばの教室」を、第八小学校の大規模改修においてリニューアル設置。30 年 3 月に移転することとした。 児童が過密している第九小学校くわのみ学級の校区を分割し、新たに松中小学校に特別支援学級を増設する方針を決定。

平成 29 年 4 月	特別支援教室キラリをさらに 8 校に導入し、計 16 校で実施。 教育支援相談員を 2 名に、就学相談の心理職を 4 名に増員。 特別支援教育支援員を、「学校支援員」と改称し、指導課に一本化。 同時に、通常の学級で移動支援を必要とする児童生徒の見守りを行ってきた特別支援教育支援員を「学校介助員」と改称した。
平成 30 年 4 月	特別支援教室キラリを全小学校（うち拠点校は 7 校）に拡大。松中小学校に知的障害特別支援学級「まつのみ学級」を開級。けやき台小学校の閉校に伴い、「きこえとことばの教室」を第八小学校に移設。
平成 31 年 4 月	中学校特別支援教室の愛称を「プラス」と決定し、2 校で導入。 巡回相談を学校要請型に見直し巡回相談員を教育相談員として組替。教育相談員が 9 名体制に。教育支援相談員を 4 名に増員。
令和 2 年 4 月	特別支援教室プラスをさらに 5 校に導入し、計 7 校で実施。 相談係を「就学相談係」「教育相談係」に組織変更。
令和 2 年 6 月	「立川市第 3 次特別支援教育実施計画」を策定。
令和 3 年 4 月	市内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級「さくら学級」を第二小学校に新設。 特別支援教室プラスを全中学校（うち拠点校は 4 校）に拡大。
令和 4 年 4 月	特別支援教室プラス巡回グループを再編し、拠点校 3 校に見直し。
令和 5 年 4 月	大山小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級「にじいろ学級」を開級。

(3) 事業予算（当初予算）

事業名	主な実施内容	R 6 予算 (千円)	R 5 予算 (千円)
教育相談	教育上の保護者の不安や心配事、子ども自身の悩みに相談員（心理職）が対応し、面談・電話等により主訴の改善を図る。	734	681
特別支援教育の推進	学校のニーズや児童・生徒の実態等に合わせ、特別支援学級や通常の学級に介助員や看護師を配置するほか、特別支援教育の推進と理解啓発を目的として、講演会や研修を開催する。	112,810	105,435
就学相談	専門家の意見や保護者・本人の意向等を参考に、総合的かつ教育的な見地から、児童・生徒の可能性や能力を伸長させる学習環境を提案する。	1,005	1,010
小学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的 7 校・情緒 2 校）、通級指導学級（難聴・言語 1 校、言語 1 校）、特別支援教室キラリ（19 校）を設置。児童一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	9,304	8,562
小学校就学奨励	特別支援学級に在籍する児童等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	16,991	13,852
中学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的 3 校）、特別支援教室プラス（9 校）を設置。生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	5,232	4,512
中学校就学奨励	特別支援学級に在籍する生徒等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	12,992	10,320
教育支援課予算		159,068	144,372
立川市教育費予算		12,846,311	14,824,461

※人事課人件費を含む

Ⅳ. 令和5年度の活動実績

Ⅳ－１．教育相談

(1) 相談の進め方（来室相談の場合）

①申し込み受付

保護者または本人からの申し込みを原則とし、電話にて初回面接日時の予約受付をします。

②初回面接

受付から2週間以内を目安に、初回面接を設定します。

親子一緒に来室していただきますが、保護者のみでも受け付けています。

親面接では、現在困っていることはどんなことか（主訴）、それはどんな経過をたどってきたのか（生育歴、家族歴）などを伺います。

子ども面接ではプレイルームで行動観察を行います。思春期の子どもの場合には、話せることから聴いていきます。

また初回面接には、来談者とともに話し合いながら今後の面接の方向をつくりあげていく、オリエンテーションの役割があります。

③受理会議

この会議では、初回面接で得られた資料をもとに、教育相談員全員で事例を検討します。そして、今後の対応について目標を定めます。

その目標としては、

- * 心理的相談が適切と考え継続相談を進める、
- * 助言・情報提供、
- * 他機関(医療機関等)の紹介などがあります。

④相談の開始

相談担当者は、継続相談を始めるにあたって相談者と連絡を取り、今後の相談目標を設定し、親子が来室する日などを話し合い、相談の進め方についての約束をします。



来室相談では1回 40 分、親にはカウンセリング、子どもには遊戯療法、思春期の子どもにはカウンセリング、箱庭療法などを行います。
必要に応じて、幼稚園・保育園・学校等の訪問や、先生に来室してもらうなどして事例の理解を深め合い、子どもの成長への援助や協力をしていきます。

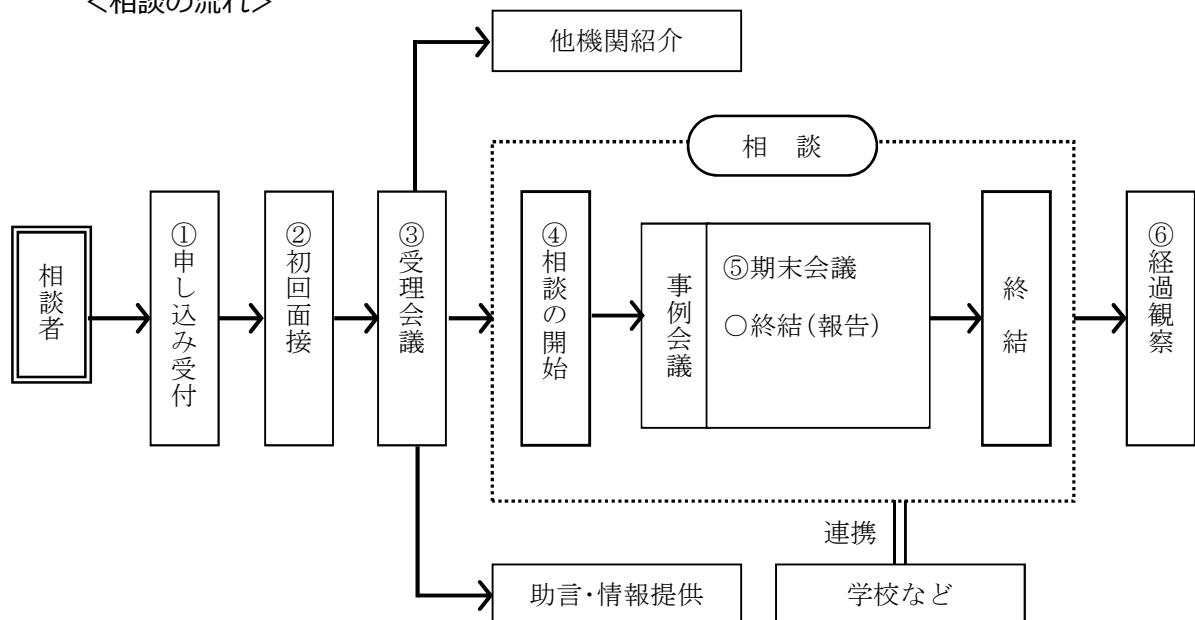
⑤ 期末会議

8月・3月に期末会議を行います。期末会議では全事例について報告、検討します。担当以外の事例も検討することで教育相談員の研修も兼ねています。相談での目標が達成されると来談者との間で終結について話し合い、期末会議で報告し、再び教育相談員全員で検討します。
検討の結果、終結が適切と判断されると事例は終結となります。

⑥ 経過観察

相談終結後に経過観察が必要な事例の場合、来談者と話し合い、終結後も必要に応じて随時連絡をとっていきます。

<相談の流れ>



(2) 数字で見る教育相談

① 来室相談

子どもの養育上・教育上の問題について、保護者の不安や心配ごと、子ども自身の悩みについて相談に応じます。本人や家族に来室してもらい、カウンセリング・遊戯療法などの心理療法や助言を行いながら、主訴の改善を図ります。

◆対象：原則として、市内在住の幼児から高校生までとその家族

◆相談時間：月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（日曜・祝日・年末年始を除く）

➤ 来室相談の件数について

図1：相談の流れ

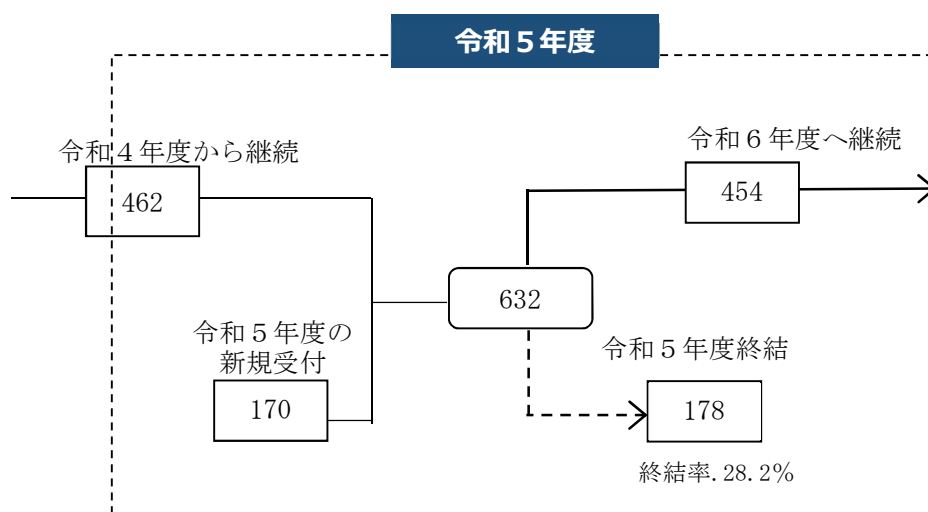
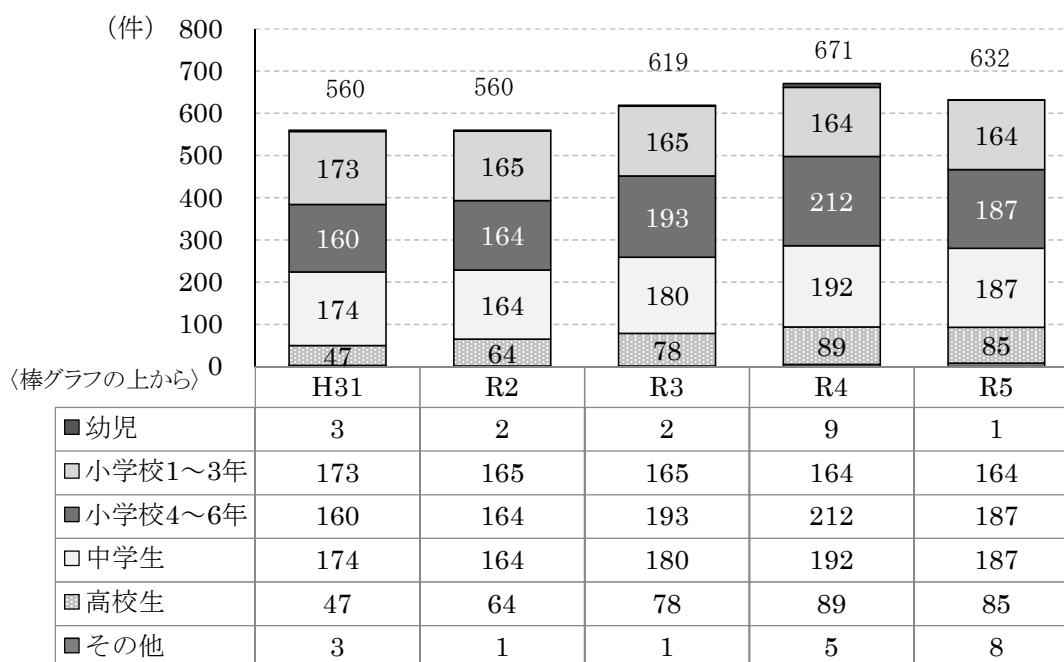


図2：所属別来室相談件数の推移



来室による相談件数（図2参照）は、新型コロナウイルス対応のため令和2年3月から5月まで学校が臨時休校になった影響で、令和2年度の相談件数は伸びが鈍化しました。令和3年度、令和4年度は相談数が大幅に増えましたが、令和5年度は前年比5.8%減となっております。

➤ 来室相談の内容について

図3:所属別来室相談主訴の推移

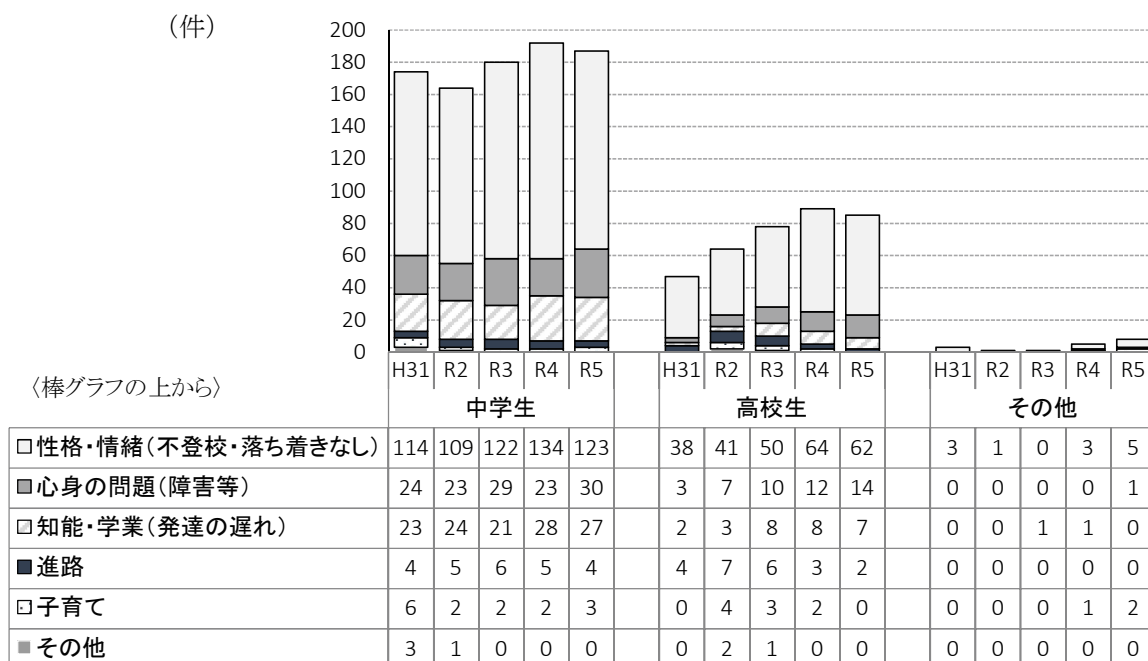
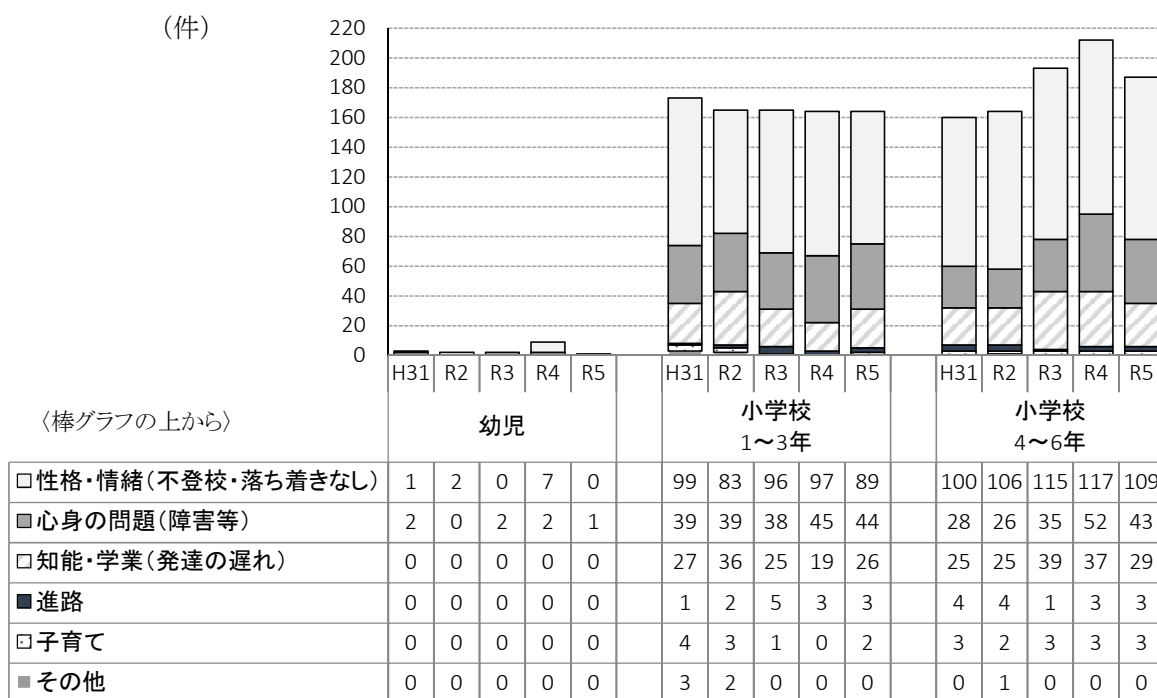


表1:令和5年度来室相談 主訴の特徴(所属別上位2位)

所 属	主 訴	件数	割合
幼児	発達障害(疑い)	1	100%
小学生 1～3年	発達障害(疑い)	34	20.7%
	学業不振	22	13.4%
小学生 4～6年	発達障害(疑い)	33	17.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	28	15.0%
中学生	不登校	50	26.7%
	発達障害(疑い)	26	13.9%
高校生	不登校	32	37.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	13	15.3%
その他	不登校	3	37.5%
	子育て	2	25.0%

所属別に分類した場合の相談内容(主訴)について、上位2つを挙げています。

② 電話相談

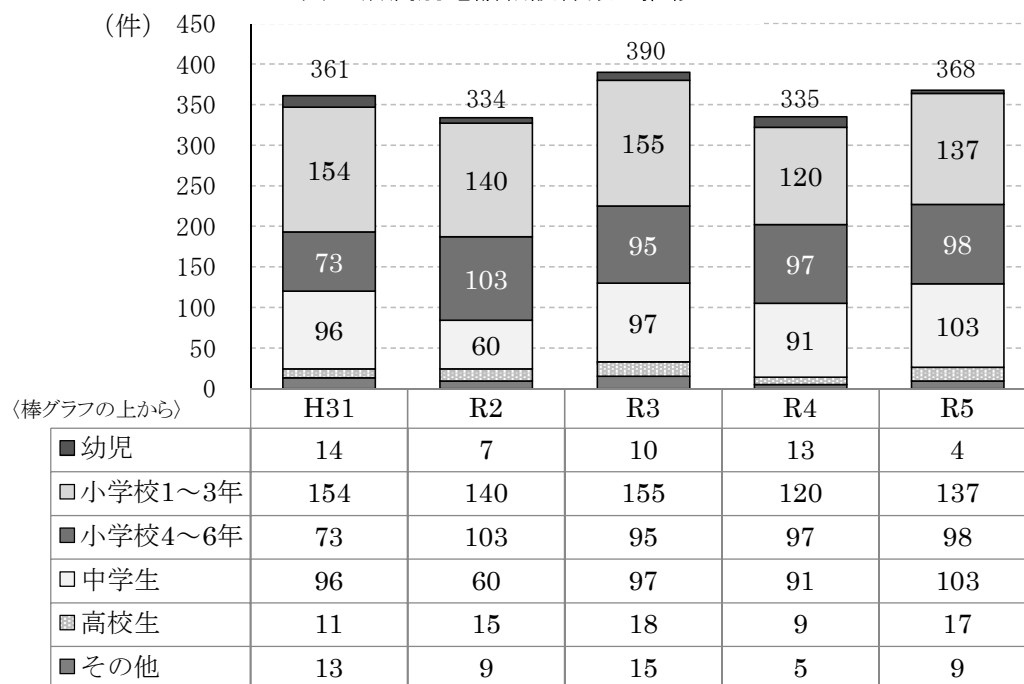
子どもからの相談はもちろん、家族や教師からの場合も、電話による相談を受付しています。また、ファクシミリによるご相談にもお応えしています。

◆相談時間：月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

◆電 話：042-527-6171（直通）／FAX：042-528-6875

➤ 電話相談の件数

図4:所属別電話相談件数の推移



※電話相談とは、助言や情報提供を含んだ電話による教育相談、及び来室相談の申し込みをする場合のことであり、1回につき一件と数えています。

来室者の電話による相談は、件数に含みません。

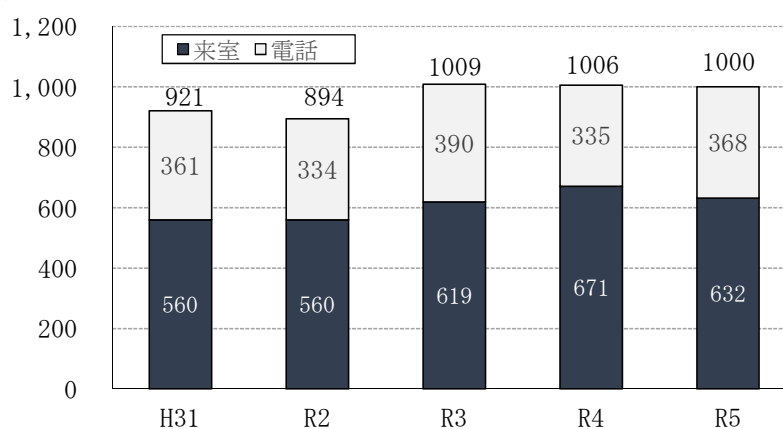
表2: 令和5年度電話相談 主訴の特徴(総合上位5位)

順位	主 訴	R5 件数	割合	R4 件数	割合
1	不登園・不登校	73	19.8%	78	23.3%
2	学業不振	36	9.8%	26	7.8%
3	情報	33	9.0%	27	8.1%
4	その他(行動)	26	7.1%	23	6.9%
4	発達の遅れ	26	7.1%	20	6.0%

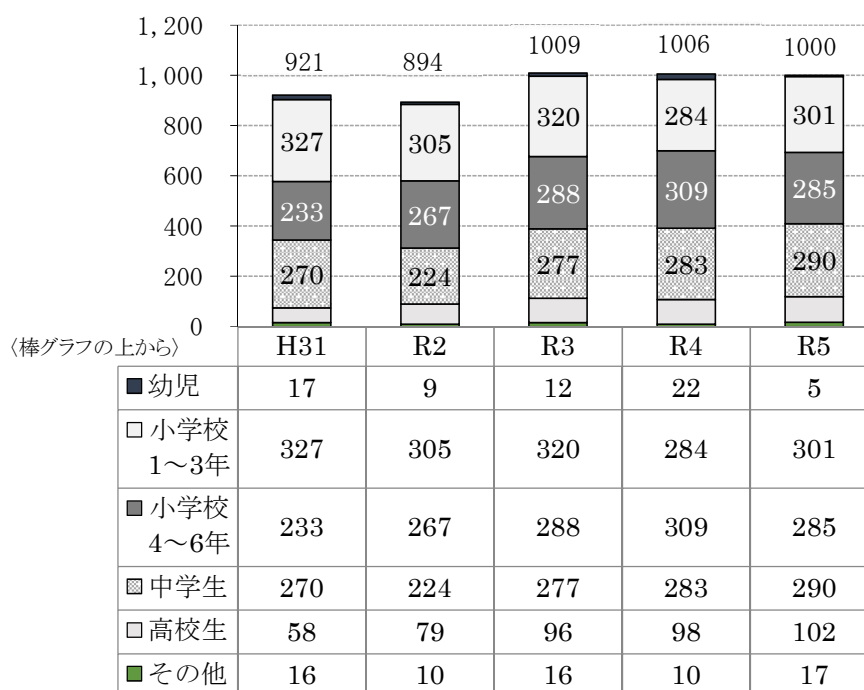
※行動「その他」…不登校、友人関係、反抗・乱暴、家庭内の盗み、喫煙のいずれにも該当しないもの

③ 全体(来室相談と電話相談の合計)の状況

(件) 図5: 手段別利用件数の推移



(件) 図6: 所属別利用件数の推移



(3) 小・中学校への巡回相談

学校からの要請により教育相談員（心理職）が訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の授業観察等を通して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行います。

東京都より特別支援教室の運営に係る心理士等の巡回が全校に実施されるようになり、市の教育相談員への巡回要請は減ってきております。しかし、東京都の派遣事業以外の内容による要請もあるため、引き続き学校と連携し、必要な相談をしてまいります。

図7:巡回相談の実施状況

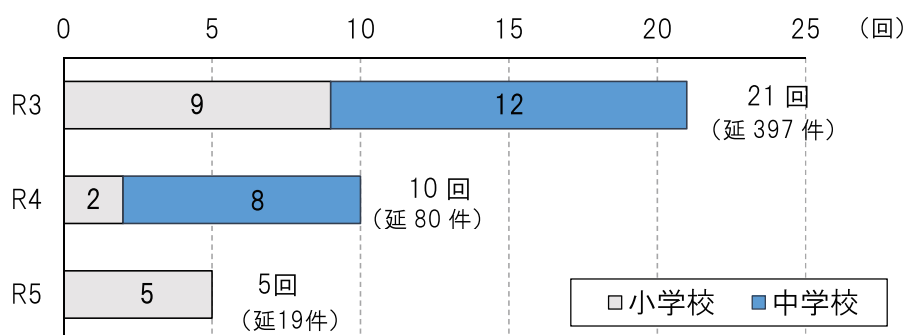
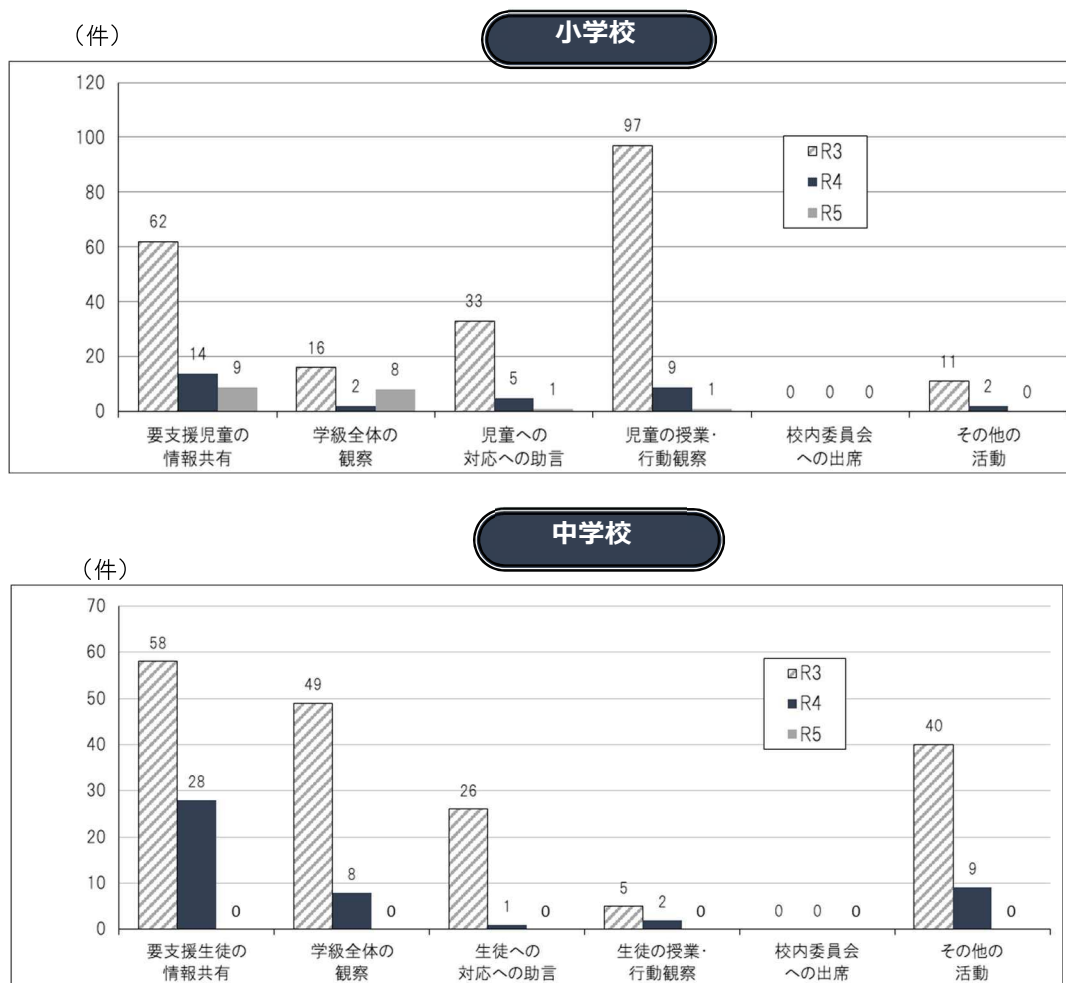


図8:延活動件数の内訳と推移



令和5年度来所相談 年間統計表

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

対象 (学年)		相談内容	幼児	小学校												中学校						高校						その他		合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				1年			2年			3年			4年			5年			6年			1年			2年							3年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
Ⅰ 性 格 ・ 情 緒 の 問 題	1.いじめ	件数											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

令和5年度電話相談 年間統計表
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

相談内容		対象	幼児	小学校						中学校			高校			その他	教師	合計
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3			
Ⅰ 性格・ 情緒	1.情緒不安定	0	3	0	4	0	1	2	3	1	1	0	0	0	0	0	15	
	2.無気力・消極的	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	3.かんもく	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	4.くせ	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	5.その他	0	3	1	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	9	
Ⅱ 行動	1.登園・登校拒否	1	3	8	6	6	7	11	8	17	2	1	1	1	1	0	73	
	2.友人関係	0	2	3	0	3	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	12	
	3.反抗・乱暴	1	1	0	0	1	0	2	2	0	2	1	0	0	0	0	10	
	4.ぬすみ(家庭)	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4	
	5.喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6.その他	0	7	4	0	2	0	0	8	2	2	0	1	0	0	0	26	
Ⅲ 発達・ 心身	1.発達の遅れ	0	7	7	4	2	2	2	0	0	1	0	0	0	1	0	26	
	2.言語傷害・遅れ	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	3.器質的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4.性	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	5.その他	0	6	2	0	3	2	1	3	4	0	3	0	1	0	0	25	
Ⅳ 学業	1.学業不振	0	8	3	6	3	1	2	6	7	0	0	0	0	0	0	36	
	2.学習意欲・習慣	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	
	3.学習方法	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4.学習塾・家庭教師・教材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5.その他	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
Ⅴ 進路・ 適性	1.就学・就園	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	2.入学・転退学	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	
	3.進路・進学	0	0	0	0	0	3	1	0	2	5	0	1	1	0	0	13	
	4.その他	0	1	1	2	0	2	3	0	1	0	0	0	0	1	0	11	
Ⅵ 子育て	1.しつけ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	2.対応	0	3	3	2	0	2	1	1	4	0	1	0	0	1	0	18	
	3.その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
Ⅶ 学校・ 教師		0	1	4	2	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	12	
Ⅷ 情報		1	6	2	1	2	0	5	5	6	1	0	2	0	2	0	33	
Ⅸ その他	1.教師相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2.近況報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	3.PTA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4.その他	0	2	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	7	
X いじめ		0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4		
合計		4	61	44	32	26	33	39	40	47	16	7	6	4	9	0	368	

(4) 研修や講演会の開催

教育相談では、より適切な相談や援助ができるように、研修活動を大切にしています。相談員一人ひとりが研修活動に励むとともに、専門性の向上を目指し組織的に取り組んでいます。

① 学校教育相談事例研究会「きずな」(年1回実施)

「きずな」は、教師と教育相談員との研究会です。教育相談の事例を通して、子どもたちへの理解の仕方について同じ場で語り合いながら“気心の知れた仲間”として信頼関係を深め、互いに支え合う関係で育てていくことを目的としています。

開催日	講師	テーマ	参加者数
R6. 2/13(火)	菅野 純 氏 (早稲田大学名誉教授)	つながる支援 ～保護者との共有・関係機関への橋渡し～	16人

② 外部講演会

開催日	講師	テーマ	参加者数
R6. 3/1 (金)	海老沢 穰 氏 (SOZO.Perspective 代表理事)	特別支援教育における ICT 活用 ～子どもたちの長所・強みを引き出すための活用について～	9人

<参加者内訳>

保育園延8名・小学校延6名・中学校延6名・その他(学童保育所等)延5名

③ 外部専門家を招いて教育相談員対応力向上の取り組み

開催日	内 容	講師・助言者
R5. 6/23 (金)	身体症状を訴え不登校となっている中学生の事例	早川 宜佑 氏 (駒木野病院 児童精神科医)
R5. 10/27 (金)	衝動性が強く危険行動を繰り返す小学生の事例	
R6. 1/26 (金)	しばしばパニックを起こして動けなくなってしまう中学生の事例	
R5. 7/14 (金)	教育相談事業、個別の相談困難事例についてのスーパーバイズを受けております。	波田野 茂幸 氏 (放送大学 准教授)
R5. 12/1 (金)		
R6. 3/8 (金)		
R5. 8/18 (金)	知的な課題と発達の偏りがあり、登校渋りを示す小学生の事例	岸 良範 氏 (茨城大学 名誉教授)
R5. 11/24 (金)	複雑性トラウマについて	八巻 秀 氏 (駒澤大学 教授)
R6. 3/29 (金)	WISC-Vについて	金山 裕介 氏 (立教大学・武蔵野大学兼任講師)

(5) 関係機関との連携

教育相談では、学校や関係機関との信頼関係を深め、協力体制を確立するために、次のような活動を行いました。

①連絡会等への出席

- * 立川市子ども支援ネットワーク ブロック会議
- * 教育支援センター連絡会
- * 不登校対策連絡協議会
- * 立川市子ども・若者自立支援ネットワーク会議

②他機関との連携・協力（順不同）

◎市内関係機関との情報交換や連携

- * 立川市内小・中学校
- * 立川市子ども家庭支援センター
- * スクールソーシャルワーカー 他

◎他の関係機関との連携や情報交換

- * 東京都教育相談センター
- * 立川児童相談所
- * 東京西法務少年支援センター（もくせいの杜心理相談室）
- * 都立小児総合医療センター
- * 都立府中療育センター
- * 東京小児療育病院
- * さいわいこどもクリニック
- * 立川相互病院附属子ども診療所
- * 府中こころ診療所
- * 太陽こども病院
- * しろくまクリニック
- * 東京さつきホスピタル
- * ふじこどものこころクリニック
- * 島田療育センター
- * カラムンの森こどもクリニック
- * 武蔵台学園
- * 立川学園
- * 育て上げネット
- * 専修大学大学院
- * 国際医療福祉大学大学院 他



IV-2. 就学相談・転学相談

(1) 相談の進め方（就学相談の場合）

①申し込み受付

保護者から電話で申込みをしていただき、初回の面談日・行動観察日を決めます。

②初回面談

③行動観察

お子さんの発達の様子や就学についての希望・心配等を就学相談員がお伺いし、保護者の方には就学相談票を記入していただきます。その間、別の就学相談員が、別室で学習や遊びを通して、お子さんの行動を観察します。

④発達検査

お子さんの様子を十分に理解するための参考のひとつとして、「発達検査の結果」を提出していただきます。

⑤医学診断

医師がお子さんの様子を診ながら、保護者の方のお話を伺います。「医師の意見書」として提出していただきます。

⑥就学支援部会

就学支援部会の委員（主に小・中学校教諭）が、保護者の方から就学先のご希望やお子さんについてお話を伺います。お子さんは小集団の中で模擬授業を行い、コミュニケーションの様子などを観察します。

⑦就学支援等検討委員会

医師や学識経験のある専門家などで構成する就学支援等検討委員会を開き、お子さんの就学先について専門家の意見を取りまとめます。

⑧保護者面談及び最終決定

⑦を踏まえ、お子さんの就学先や必要な支援等について保護者にお伝えしたうえで、就学先を決定します。

⑨東京都立特別支援学校
＝東京都教育委員会(就学相談)

⑨立川市立小・中学校＝立川市教育委員会

* 就学を検討している特別支援
学級・特別支援学校の見学や
体験を行うことができます。

* 保護者の方と相談のうえ、必要
があれば、担当相談員が在籍
園または在籍校を訪問し、普段
のお子さんの様子を拝見するこ
ともできます。

入学通知を
1月10日ごろから
保護者に送付

(2) 数字で見る就学相談・転学相談

①就学相談

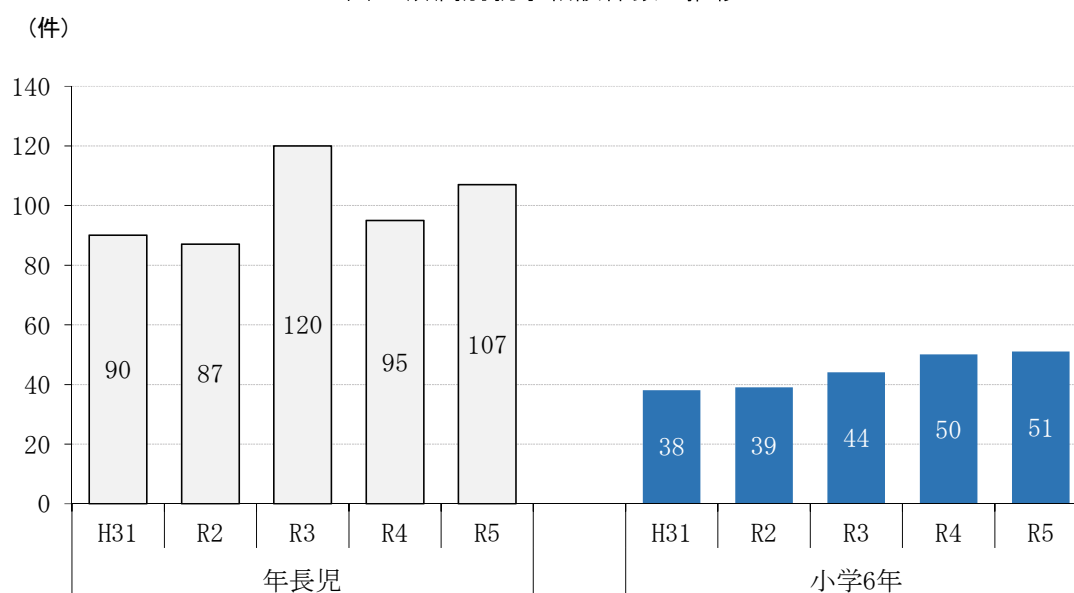
*心身に障害のある子どもの小学校・中学校への就学に関して、本人の能力と可能性を伸ばさせる適切な就学先について、保護者と一緒に考えながら、相談を行います。

*就学支援部会を踏まえ、就学支援等検討委員会において就学先を総合的に検討し、保護者に提案します。

◆相談時間：月曜～金曜日・第2土曜／午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

➤就学相談の件数

図9:所属別就学相談件数の推移



➤就学相談プロセス別実施回数

図10:面談実施延回数
(複数回必須)

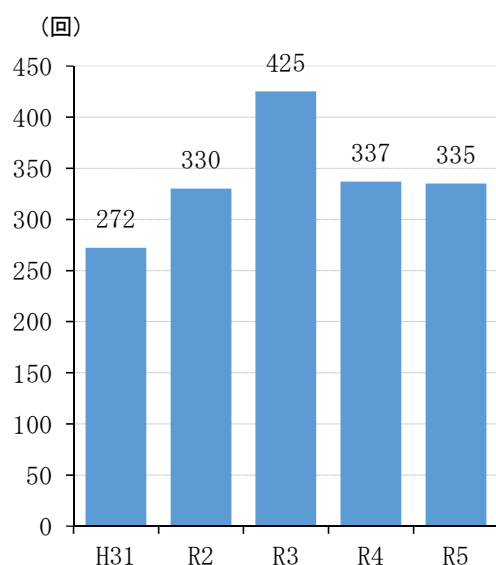
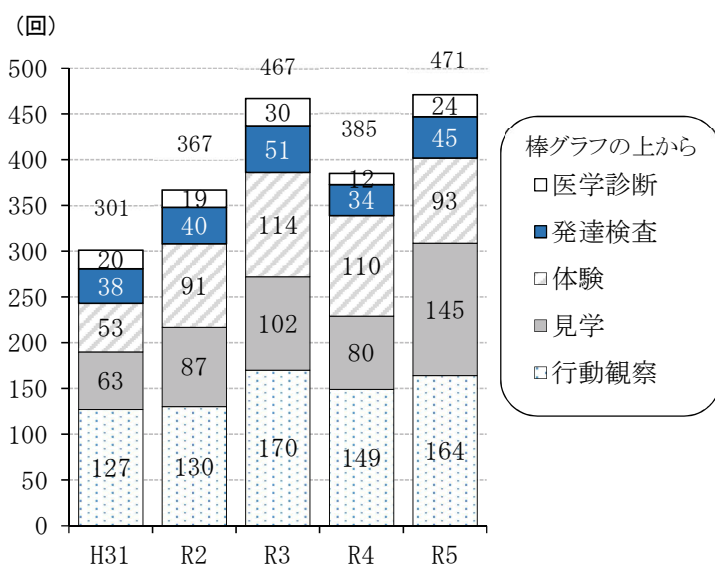


図11:行動観察等実施延回数
(任意実施項目を含む)

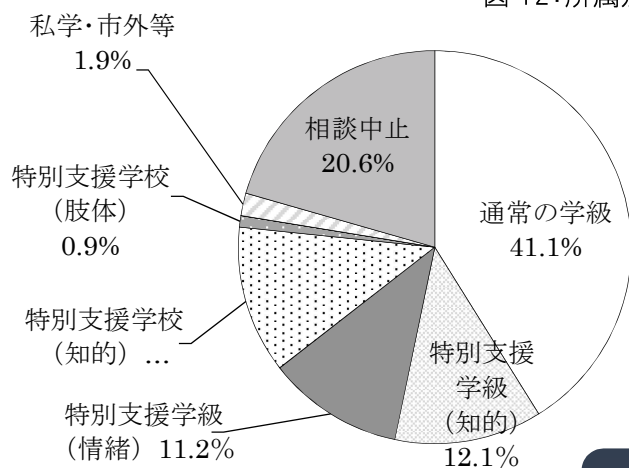


➤ 就学先の内訳

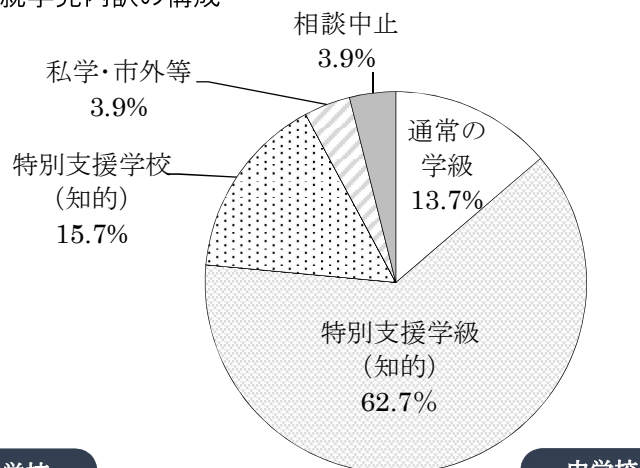
※ () 内の数字は、就学後も継続相談を要するケースで内数

	通常の学級	特別支援学級 (知的)	特別支援学級 (自閉・情緒)	都立特別支援学校			未定・ 次年度継続	転出・ 区域外 私学等	相談 中止	合計
				知的	肢体	その他				
小学校	44 (15)	13 (1)	12 (0)	13	1	0	0	2	22	107 (16)
中学校	7 (3)	32 (1)	0 (0)	8	0	0	0	2	2	51 (4)
計	51 (18)	45 (2)	12 (0)	21	1	0	0	4	24	158 (20)

図 12: 所属別就学先内訳の構成



小学校



中学校

② 転学相談

* 基本的な流れは、就学相談と同じ相談プロセスで進みます。

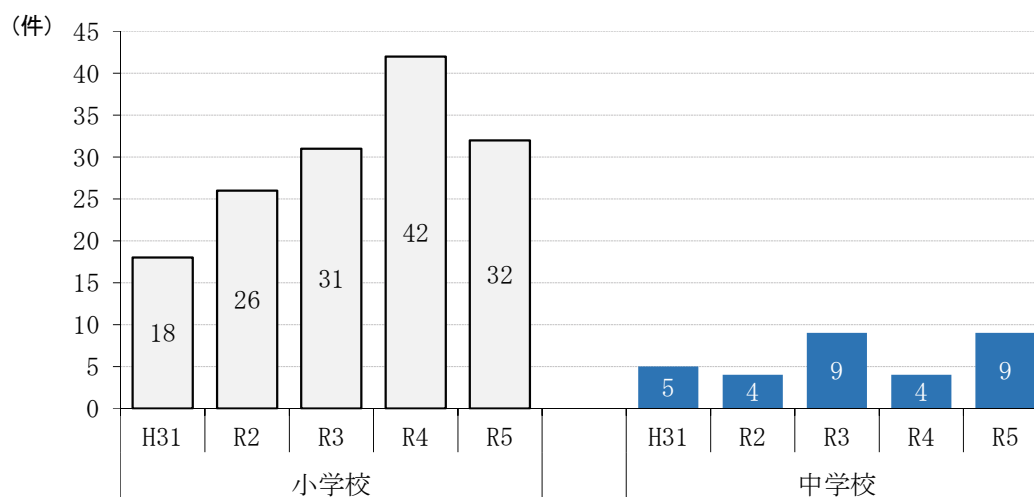
* 学校生活を通して見えてきた児童・生徒の適応状況や課題、発達的特徴等を学校と保護者が共通認識を持ち、特性に合ったよりよい学習環境を一緒に考えていきます。

相談の結果、最終的に保護者が転学を希望しなかった場合でも、相談の経過は在籍校にお伝えし、本人や保護者がその後も在籍校に相談しやすい関係性を築くようにしています。

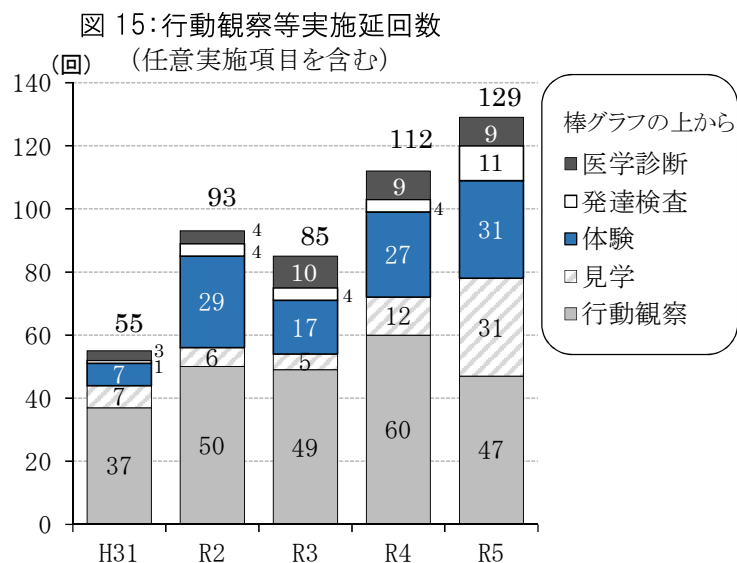
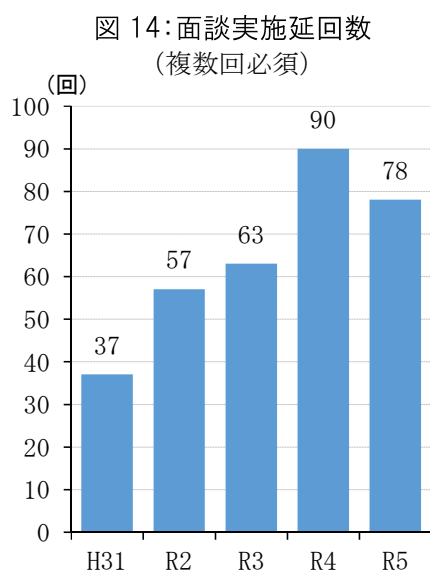
◆ 相談時間：月曜～金曜日・第2土曜／午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

➤ 転学相談の件数

図 13: 所属別転学相談件数の推移



➤ 転学相談プロセス別実施回数



① 就学支援等検討委員会・就学支援部会の開催状況

就学相談では、本人・保護者の意向に加え、在籍している園や学校の所見、発達検査からみえる特性、かかりつけ医による診断、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見等を総合的に加味し、保護者へ就学先の提案をしています。

就学相談を利用した児童・生徒のうち、就学後の状況を継続的に把握していくことが必要な方について、継続相談を実施しています。

	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
検討委員会	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
支援部会 開催回数	小学校 11 回 中学校 8 回	小学校 12 回 中学校 8 回	小学校 13 回 中学校 8 回	小学校 17 回 中学校 9 回	小学校 14 回 中学校 9 回
出席委員等	延 253 人	延 264 人	延 239 人	延 279 人	延 227 人

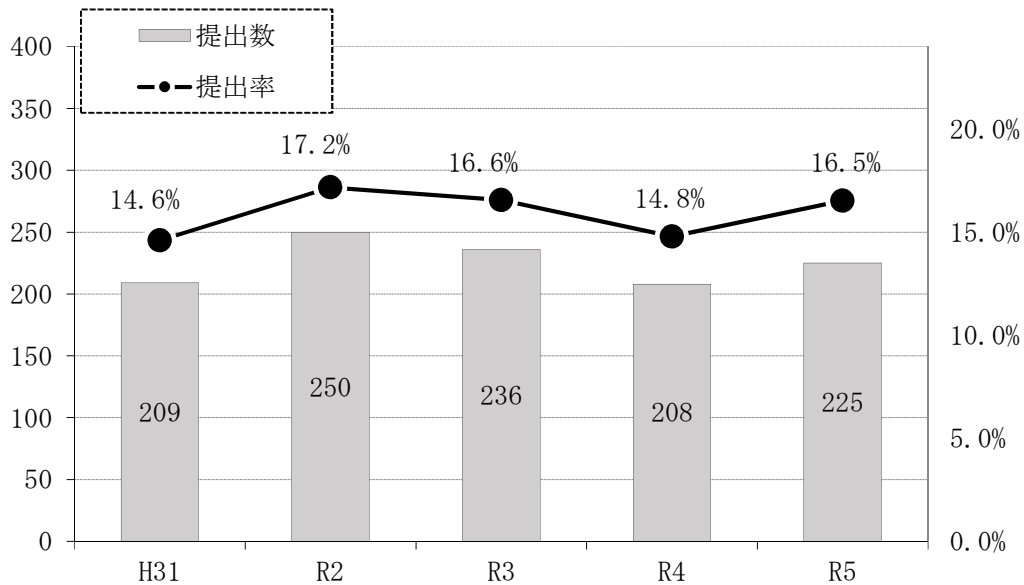
(3) 就学支援シート

小学校入学までの成長の歩みを大切にし、学校に入学してからも楽しく学習の積み重ねができるよう、就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐためのツールが「就学支援シート」です。

保護者と幼稚園・保育園・その他専門機関の方とが協力して作成した後、教育支援課を通じて就学する学校に引き継ぎます。就学先の学校では日常的な指導・支援の充実を図るため、「就学支援シート」を参考に、学校生活支援シートを作成したり、学級編成に活用したりします。

様式は、市内幼稚園・保育園等で年長児の保護者に配布したほか、市ホームページからのダウンロードや、本庁学務課窓口、隣接市幼稚園でも配布しています。また、就学を機に利用される方が多い学童保育所や放課後等デイサービスの初回面談等でもシートの情報をご活用いただけるよう、保護者にご案内しています。

(件) 図 16:就学支援シート提出状況



就学支援シートの令和5年度（令和6年4月就学児）の提出率は16.5%であり、翌春就学者の6～7人に1人が利用し、活用が定着しています。

また、令和2年1月に、関係課とともに開発に取り組んできた『立川市サポートファイル・たちサポ』をリリースし、記録シートとステッカーを配布しています。このファイルは、幼保・小の接続時だけに留まらず、就学前から卒業後までの支援情報を途切れなく把握し、所属や支援者が代わっても指導・支援に活かすため、また、相談に行く先々で類似した経過説明や資料提出を何度も求められる保護者の負担軽減を図るため、モニター会議等で保護者のご意見も取り入れながら開発したものです。

➤ 令和5年度就学支援シート提出者の属性

所属	幼稚園	市立保育園	私立保育園	その他	合計
利用者数	63	28	110	24	225

項目	内容	保護者から	幼稚園・保育園から	その他専門機関から
趣味・関心	☐ 性格の特徴 ☐ 行動の特徴 ☐ 好きなこと（得意） ☐ 苦手なこと（得意） ☐ 文字、数 など	・自分が思っていたことができなかったり、予想していたことと違う結果になると、納得するまでに時間がかかる。 ・絵を描くこと、電車のルールで遊ぶことが好きです。	・初めて経験するなかなか取り組むので、事前にはめに伝え、少しづつ、自信をつけ	
べんり行事参加の希望	☐ これまでの支援等で大切にしていたこと ☐ 就学後も引き続き、配慮してほしいこと ☐ その他伝えておきたいこと など	・初めてのことや、苦手なことなど、本人が取り組むのに時間がかかることは、分かりやすい説明や、見本やモデルを見せていただければと思います。	・1日の予定やこで、具体物や絵見直しをもたせ	

記入者名 OC

たのしい学校生活のために

令和6年度 就学支援シート

子どもには、さまざまな個性があり、一人一人に夢や希望に満ちた豊かな可能性があります。その可能性を大切に伸ばしていくために、小学校等への入学に向けて、幼稚園・保育園・療育機関や家庭などで今まで大切にしていたことや配慮してきたこと、小学校に伝えたいことがあれば、教えてください。お子さんが豊かで楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、みんなで一緒に考えていきましょう

学校との面談希望
(有・無)

(フリガナ) お子さんのお名前	生年月日	平成 年 月 日	性別
保護者の方のお名前	続柄		
連絡先	〒 立川市 町		
在籍している幼稚園・保育園名	その他の専門機関名		
就学予定小学校	立川市立	小学校	

立川市教育委員会

Ⅳ－３．特別支援教育の推進

(１) 立川市の特別支援学級

●特別支援学級（固定学級）

※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童・生徒数 (R6.5.1 現在)	児童・生徒数 (R5.5.1 現在)
小学校	第一	あおぞら学級	知的障害	昭 29. 4	27 (4)	27 (4)
	第五	こだま学級		昭 32. 6	15 (2)	22 (3)
	第九	くわのみ学級		昭 59. 4	27 (4)	35 (5)
	第十	すずかけ学級		昭 50. 4	7 (1)	6 (1)
	松中	まつのみ学級		平 30. 4	20 (3)	16 (2)
	新生	ひまわり学級		平 16. 4	11 (2)	14 (2)
	若葉台	たんぼぼ学級		平 30. 4	22 (3)	21 (3)
	第二	さくら学級	自閉症・情緒障害	令 3. 4	32 (4)	24 (3)
	大山	にじいろ学級		令 5. 4	17 (3)	9 (2)
	小学校 計 9 校					178 (26)
中学校	立川第一	I 組	知的障害	昭 53. 4	29 (4)	26 (4)
	立川第二	1 組		昭 39. 4	23 (3)	22 (3)
	立川第五	10 組		昭 53. 4	34 (5)	29 (4)
	中学校 計 3 校					86 (12)
					264 (38)	251 (36)

●通級指導学級

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童数 (R6.5.1 現在)	児童数 (R5.5.1 現在)
小学校	第七	ことばの教室	言語障害	平 18.4	29 (2)	24 (2)
	第八	きこえとことばの 教室	難聴	昭 51.4 (平 30.4 移設)	8 (1)	7 (1)
			言語障害		66 (4)	69 (4)
難聴 1 校／言語障害 2 校					103 (7)	100 (7)

※カッコ内の数字は、学級数

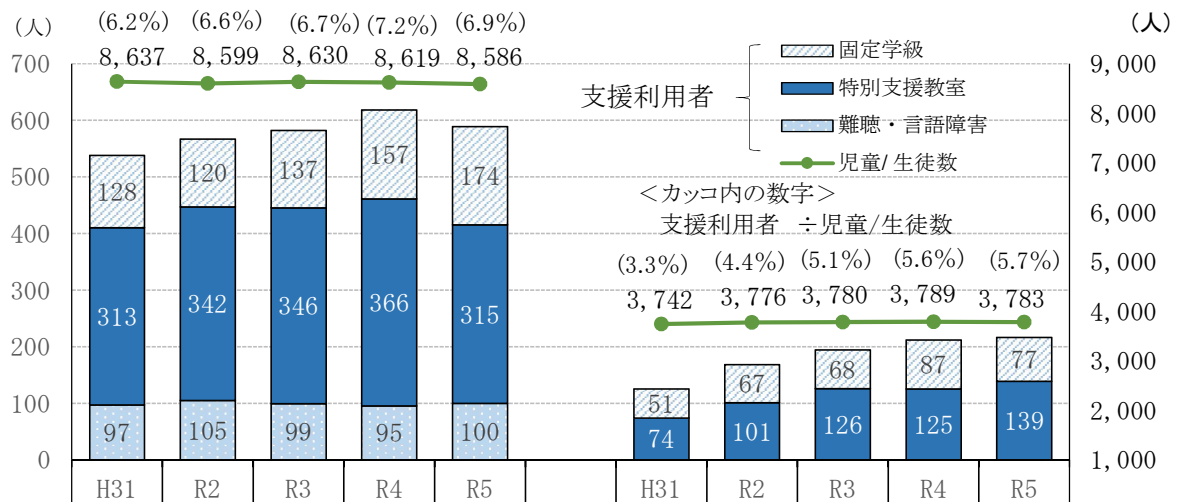
●小学校特別支援教室キラリ

区分	巡回グループ	設置校・教室名	種別	開設	児童数 (R6.5.1 現在)	児童数 (R5.5.1 現在)
小学校	第1	四小キラリ	情緒障害等	平 28.4	23	22
		一小キラリ		平 29.4	15	16
		新生小キラリ		平 29.4	16	20
	第2	七小キラリ		平 21.5	19	17
		三小キラリ		平 28.4	23	22
		六小キラリ		平 29.4	8	10
	第3	八小キラリ		平 26.4	24	29
		十小キラリ		平 29.4	23	25
	第4	南砂小キラリ		平 28.4	9	5
		二小キラリ		昭 55.4	12	14
		五小キラリ		平 30.4	9	9
	第5	幸小キラリ		平 29.4	21	17
		柏小キラリ		平 30.4	12	8
		若葉台小キラリ		平 30.4	21	17
	第6	松中小キラリ		平 18.4	29	24
		西砂小キラリ		平 28.4	14	8
	第7	大山小キラリ		平 28.4	15	16
		九小キラリ		平 29.4	21	22
		上砂川小キラリ		平 29.4	15	13
特別支援教室キラリ設置校 19校（うち拠点校7校）					329	315

●中学校特別支援教室プラス

区分	巡回グループ	設置校・教室名	種別	開設	生徒数 (R6.5.1 現在)	生徒数 (R5.5.1 現在)
中学校	第1	三中プラス	情緒障害等	平 24.4	22	15
		一中プラス		令 3.4	14	10
		八中プラス		平 9.4	12	12
	第2	六中プラス		平元.4	27	22
		二中プラス		令 3.4	17	16
		九中プラス		平 31.4	14	13
	第3	七中プラス		令 2.4	20	21
		四中プラス		令 2.4	17	16
		五中プラス		令 2.4	17	14
特別支援教室プラス設置校 9校（うち拠点校3校）					160	139

図 17: 児童・生徒に占める特別支援学級等「支援利用者」の推移(各年 5 月 1 日現在)



(2) 通級指導学級／特別支援教室の利用相談

通常の学級に在籍している言語障害、難聴、情緒障害等のある児童・生徒を対象に、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、一部の時間を、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた課題や困難の改善・克服を目指した指導を行っています。

立川市では、東京都のガイドラインに沿い、平成 28 年度から順次、小学校の情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に移行し、平成 30 年 4 月に全校設置が完了。引き続き、平成 31 年度から中学校への設置を進め、令和 3 年 4 月に全校設置が完了しました。

ア. 利用決定までの流れ (小学校特別支援教室キラリの場合／令和 6 年度版)

①保護者から学校への相談、保護者との連携

特別支援教室キラリの利用にあたっては、家庭と十分な連携を図ります。

②校内委員会

校内委員会で指導が必要とされた児童の保護者にキラリの利用をお勧めする、①と②の順序が逆になるケースも多くあります。

在籍校の校内委員会等で、課題や指導の目標、利用の必要性を協議します。

③特別支援教室キラリ体験申込書を教育委員会に提出

在籍校を通じて、保護者より「特別支援教室キラリ体験申込書」を提出していただきます。

④キラリの見学、巡回指導教員等による保護者面談、体験を通じた行動観察等

家庭での様子や成育歴、医療機関の受診状況等もお聞きします。

⑤入室申請書類の作成及び提出



保護者より、利用申請書、発達検査の結果の写しをご提出いただきます。
在籍校とキラリ拠点校は、利用の審査に必要な所見をまとめます。

⑥審査会の開催



提出された申請書類を基に、利用の可否や必要な指導・支援について検討する審査会を開催します。体験時の様子等を聴取したり、利用開始後の目標等について専門家を交えた協議をしています。(年5回)

⑦利用（又は利用不許可）の決定

※審査の結果、利用が認められないこともあります。

イ. 令和5年度通級指導学級／特別支援教室入退室審査会の開催実績

	小学校		中学校
審査区分	難聴・言語障害	特別支援教室キラリ	特別支援教室プラス
開催回数	4回	5回	5回
外部委員	大伴 潔 氏 (東京学芸大学名誉教授・言語聴覚士)	内田 智子 氏 (公認心理師)	原 徹子 氏 (公認心理師)

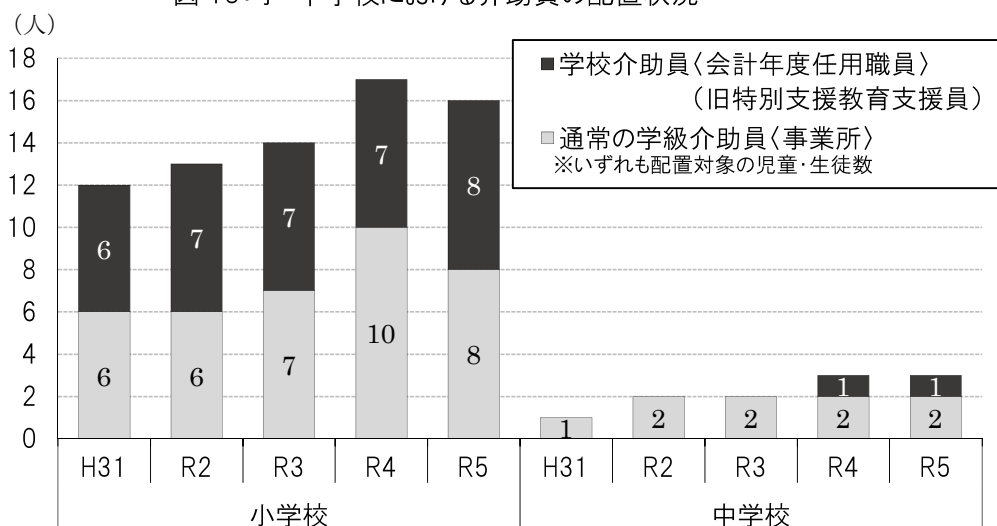
(3) 通常の学級介助員事業

通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒に介助員を派遣し、移動等の介助を行い、学校生活における支援を行いました。

立川市では本事業を、社会福祉協議会等に委託しました。

ア. 介助員の配置状況

図 18: 小・中学校における介助員の配置状況



(4) 臨時指導員等の研修や特別支援学級における専門性向上の取り組み

ア. 特別支援学級臨時指導員・学校介助員合同連絡会

小・中学校の特別支援学級に臨時指導員を配置するとともに、連絡会を開催し、研修等の機会を確保しました。令和4年度に続き令和5年度も学校介助員と合同で開催しました。

実施日	研修内容	参加者数
R 5. 6 / 14 (水)	・『人権に配慮した支援』について (講師:教育委員会統括指導主事) ・『将来を見据えた支援』について (講師:教育支援相談員)	59 人

イ. 特別支援学校等との連携や教育支援相談員の学級訪問

➤ 知的障害学級専門性向上プラン

大学准教授や都立立川学園・特別支援教育コーディネーターより指導・助言を受け、授業改善や教室環境整備、教材開発等を通して、特別支援教育の専門性向上に取り組み、その成果を特別支援教育担当教員研修で発表し、市内小・中学校特別支援学級担任に還元しました。教育支援相談員が同行し、助言を行っています。(対象校:第一小学校5回(打合せ、公開授業等))

➤ 教育支援相談員の活動

教育支援相談員が小・中学校を訪問し、指導・助言を行っています。

<知的障害・肢体不自由・医療的ケア分野>

○知的障害学級専門性向上プラン実施内容(1回)

時期	学校・学級	内容
R 5.10 / 16 (木)	第一小学校 あおぞら学級	公開研究授業

○授業観察の実施等(計 74 回)

	小学校	中学校	計(回)
授業観察	8	3	11
支援会議	46	12	58
避難訓練	0	2	2
※その他	0	3	3
計(回)	54	20	74

※階段昇降機研修等、施設確認

○医療的ケア支援会議の実施(計2回)

	小学校	中学校	計(回)
医療的ケア内容確認	2	0	2

○特別支援教室公開授業(計10回)

拠点校	実施校	実施日	自立活動・単元名(題材)
松中小	松中小	R5.10/13(金)	小集団指導「人間関係の形成、コミュニケーション」
第四小	第四小	R5.10/23(月)	小集団指導「中学生のことを知ろう」
第七小	第七小	R5.10/25(水)	個別指導「正しい言葉の使い方を理解し活用しよう」 「自分の行動を振り返ろう」
大山小	大山小	R5.11/13(月)	個別指導「相手との関わり方を考えよう」 (自分の気持ちを伝えよう)
幸小	柏小	R5.11/27(月)	小集団指導「自分を知ろう、友達を知ろう」
第八小	第八小	R5.11/29(水)	小集団指導「得意な技を発表しよう」
第二小	第五小	R5.11/30(木)	個別指導「気持ちのコントロール」 (ロールプレイを通して)
立川第七中	立川第七中	R5.9/8(金)	個別指導「コミュニケーション、行動調整」
立川第六中	立川第六中	R5.10/18(水)	個別指導「聞き取る力、情報処理能力を高めよう」 小集団指導「コミュニケーション学習」
立川第三中	立川第三中	R5.11/30(木)	小集団指導「コミュニケーション学習」

○特別支援教室訪問による指導・助言(都教委訪問含む・複数回訪問あり)

学校名	内容
第二小・第三小・第四小・第七小 第八小・幸小・松中小・大山小 立川第三中・立川第六中・立川第七中	・個別指導計画、個別支援計画・指導記録、学習指導案 ・巡回指導計画確認(拠点校のみ) ・授業観察・協議・施設見学、学級要覧、 ・運営および児童・生徒の様子等の情報交換

○校内委員会への出席(計 7 回)

学校名	日 程	学校名	日 程	学校名	日 程
第十小	R5. 9/14(木)	第五小	R5. 10/20(金)	上砂川小	R5. 11/14(火)
第八小	R5. 9/22 (金)	立川第三中	R5. 11/9(木)	幸小	R5. 12/4(月)
立川第二中	R5. 9/26(火)				

(5) ことばの巡回相談事業

学校での特別支援教育の取組を支援するため、言語聴覚士による巡回相談を実施し、医療や通級につながっていない児童・生徒の指導上の助言を行いました。

回	開催日	場所	回	開催日	場所
①	R 5. 5 / 22 (月)	第一小学校	⑦	R 5. 10 / 23 (月)	第六小学校
②	R 5. 6 / 12 (月)	幸小学校	⑧	R 5. 11 / 6 (月)	柏小学校
③	R 5. 6 / 19 (月)	新生小学校	⑨	R 5. 12 / 4 (月)	第九小学校
④	R 5. 7 / 3 (月)	第二小学校	⑩	R 5. 12 / 11 (月)	南砂小学校
⑤	R 5. 9 / 4 (月)	若葉台小学校	⑪	R 6. 1 / 22 (月)	第五小学校
⑥	R 5. 10 / 2 (月)	第四小学校	⑫	R 6. 3 / 4 (月)	南砂小学校
助言者:言語聴覚士					

(6) 特別支援教育連絡会の開催

開催日	検討内容等
R 5. 7 / 6 (木)	・立川市特別支援教育に関する状況について ・立川市特別支援教育の環境整備と支援の状況について市の特別支援教育に係る環境整備と支援の状況について ・特別支援学級等の専門性向上プランについて 等
R 6. 2 / 1 (木)	・就学相談の受付状況について ・就学相談アンケートについて ・大学及び特別支援学校等と連携した特別支援学級等の専門性向上プランにおける教員研修について (中間報告) ・特別支援教育に関する講演会等の実施状況 等

立川市では、特別支援教育の推進及び充実に向け、関係部局及び関係機関(幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校・福祉事業所・医師等)とネットワークを結び、途切れ・すき間のない連携や支援体制を構築することを目的として、平成 26 年 8 月に『特別支援教育連絡会』を設置しています。

令和 5 年度は 2 回開催し、立川市の特別支援教育に係る環境整備と支援の状況等を共有しました。

Ⅳ－４．その他の活動

（１）特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級などに在籍している保護者の経済的負担を軽減するため、就学（通級）にかかる経費の一部を支給しています。

➤ 対象者

- ① 特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ② 通級指導学級等に通級している児童・生徒の保護者
- ③ 通常の学級に在籍している学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

○ 受給者数の推移

（単位：件）

	R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
日光移動教室・修学旅行参加費	17	12	29	24	25	49	25	18	43
学用品・通学用品費	103	52	155	124	72	196	142	64	206
新入学学用品・通学用品費	13	14	27	24	28	52	14	19	33
通学費	23	25	48	17	23	40	23	26	49
通学付添費	79	4	83	89	6	95	105	5	110
宿泊学習参加費	47		47	24	25	49	24	17	41
卒業アルバム代	10	13	23	18	24	42	15	14	29
学校給食費	101		101	120		120	135	61	196
弁当給食費		41	41		51	51			
ミルク給食費		43	43		59	59			
校外活動参加費	68	62	130	99	71	170	124	60	184
臨時学用品・通学用品費	10		10						

施設編（立川市子ども未来センター）



立川市子ども未来センター外観



立川市子ども未来センター施設概要

立川市子ども未来センターは、旧市庁舎を改修して新たに設置された施設です。子育て・教育、文化芸術活動及び市民活動を支援するとともに、地域のにぎわいを創出することを目的としています。

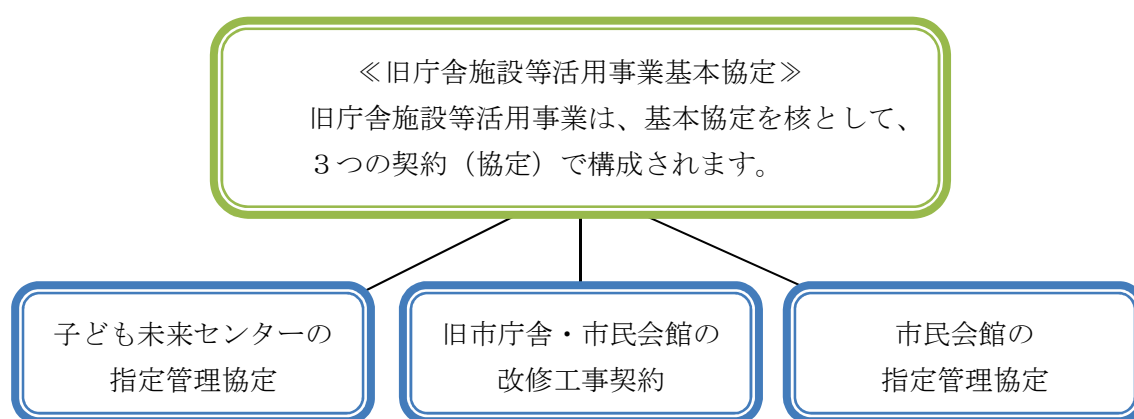
子ども未来センター 概要 ※本概要はオープン当時のもの。	
所在地	住所 〒190-0022 立川市錦町3丁目2番26号 電話：042-529-8682
面積	敷地面積 9,222.28㎡ 建築面積 1,733.94㎡ 延床面積 4,319.86㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（テラス：鉄骨造） 地下1階 地上2階
改修工事費	800,415,000円 （竣工：平成24年11月30日）
開館	平成24年12月25日
2階	立川まんがぱーく 協働事務室 会議室（2室）
1階	子ども家庭支援センター 特別支援教育課（現：教育支援課） 子育てひろば グループ活動室 一時預かり室 錦連絡所 会議室（2室） ※うち1室は発達支援事業専用
地階	スタジオ／ギャラリー アトリエ（3室）／多目的室
その他	➤ 子ども未来センターと市民会館を一体的に活用することとしています。 ➤ 指定管理者（合人社計画研究所グループ）による管理運営です。 ➤ 指定期間：平成24年12月1日～平成36年3月31日（11年4ヶ月） ➤ 指定管理料：1,478,377,500円（税抜）+水道光熱費+駐車場補償料 ※合人社計画研究所グループ構成企業（9社） 株式会社合人社計画研究所（代表企業）、清水建設株式会社、株式会社佐藤総合計画、株式会社共立、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、街制作室株式会社、株式会社 studio-L、株式会社ムービック・プロモートサービス、株式会社壽屋

- J R 立川駅から徒歩 13 分
- 多摩都市モノレール立川南駅から徒歩 12 分
- J R 西国立駅から徒歩 7 分
- 有料駐車場（60 台）。施設利用者は最初の 1 時間無料。子ども家庭支援センター・教育支援課への来所者、障害のある方などには減免あり。
- 休館日は年末年始のみ

1. 旧庁舎施設等活用事業について

(1) 事業の全体像

- 旧市庁舎（現：子ども未来センター）と市民会館（現：RISURU ホール）を一体的に有効活用するため、改修整備と維持管理・運営について、民間事業者からの公募による事業提案を求めたものです。
- 応募のあった事業所のうち、プロポーザル方式によって『合人社計画研究所グループ』が選定されました。
- 子ども未来センターは平成 24 年 11 月 30 日に改修工事を終えて、同年 12 月 25 日から新規施設として稼動しています（指定管理は 12 月 1 日から。）。
- 市民会館は平成 25 年 11 月 29 日に改修工事を終えて、同年 11 月 30 日から新指定管理者が管理運営を開始しています。その後、ネーミングライツによって多摩信用金庫が命名権者となり、「たましん RISURU ホール」の愛称で呼ばれるようになりました。



(2) 事業の経過

本事業は、周辺住民を中心とした市民等との協議を重ねながら進められてきました。

年月	項目	内容
平成 16 年 3 月	「現庁舎敷地利用計画 市民案」立川市新庁舎 建設市民 100 人委員会	● 現庁舎敷地利用の提案 ● 今後の提案 ➢ 「立川駅南口周辺地区まちづくり協議会」の設立 ➢ 「立川駅南口周辺地区まちづくりマスタープラン」「施設計画」「施設計画実現のためのプログラム」の検討
平成 19 年 3 月 平成 16～ 18 年度	「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」 立川駅南口周辺まちづくり協議会（平成 17 年 3 月 30 日設置）	● 「現庁舎敷地利用計画市民案」を受けての検討 ➢ 夢プラン 1－南口の活性化に向けて ➢ 夢プラン 2－敷地利用に向けて
平成 21 年 3 月	現庁舎周辺地域グランドデザイン基礎調査	● 「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」「夢プラン 1：南口の活性化に向けて」を受け、現庁舎周辺地域グランドデザインの策定に向け、①地域を取り巻く諸状況と地域特性の整理 ②地域のまちづくりビジョン（地域戦略案）の検討 ③現庁舎周辺地区整備の方向づけ ④まちづくりビジョンの実現化のための基本戦略の検討 を行った。

年月	項目	内容
平成 22 年 1 月 平成 20～23 年 度	立川市現庁舎施設等活用事業市民検討会議中間まとめ策定 立川市現庁舎施設等活用事業市民検討会議（平成 21 年 3 月～12 月に検討、平成 23 年 8 月 23 日廃止）	● 「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」「夢プラン 2：敷地利用に向けて」を受け、現庁舎敷地、施設の利活用について検討 ● 機能導入の基本方針、①子育て支援の推進 ②市民活動の推進 ③にぎわいの創出・活性化 ④文化芸術のまちづくり ⑤行政機能の補完 について合意 ● 旧庁舎周辺地域グランドデザイン「ステージ 1」の取組として民間のノウハウを活用し、第二庁舎、オープンスペース、市民会館の一体的利活用方策の検討について了承
平成 22 年度	旧庁舎周辺地域グランドデザイン策定	● 「現庁舎周辺地域グランドデザイン基礎調査」に基づき「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」の策定 ➤ 地域の価値を高め、市民・関係者・行政等が目標とする「まちづくりビジョン」 ➤ まちづくりビジョン実現への時間軸の流れを示し、その“ときどき”をどのように取り組むかを明らかにする「プログラム」 ➤ 建物や道路・公園等の整備に係る「ガイドライン」
平成 22 年 11 月	旧庁舎施設等活用事業民間事業者意見交換会	● 民間企業に事業条件の提示、意見聴取
平成 23 年 1 月	旧庁舎施設等活用事業募集要項公表	● 施設改修方針、維持管理・運営事業の考え方について募集要項、要求水準書等を公表（25 日）
平成 23 年 4 月	旧庁舎施設等活用事業事業者選定	● 応募 3 グループについて、有識者 5 名による審査委員会による選考を行い、合人社計画研究所グループ（9 社構成）を選定
平成 23 年 9 月	旧庁舎施設等活用事業基本協定締結	● 合人社計画研究所グループと締結 ● 改修工事、旧庁舎施設指定管理者協定、市民会館指定管理者協定の 3 契約の一体性確保について記載
平成 23 年 9 月	旧庁舎施設等活用事業第 1 回説明会の開催（8 日）	● 基本協定締結に合わせ、事業者の提案する事業の説明会を実施
平成 23 年 10 月	旧庁舎施設等活用事業改修工事 契約締結	● 旧庁舎施設、市民会館の改修工事契約の締結 ● 旧庁舎施設の引渡し期限＝平成 24 年 11 月 30 日 ● 市民会館の引渡し期限＝平成 25 年 11 月 29 日 ● 総額 24 億 2550 万円（旧庁舎 7 億 6545 万円、市民会館 16 億 6005 万円）
平成 23 年 12 月	やすらぎ通り拡幅の方向性の決定	● 労働金庫の移転に伴う用地の公社による先行取得
平成 24 年 2 月	旧庁舎施設等活用事業第 2 回説明会の開催（21 日）	● 旧庁舎施設の基本レイアウトの決定に伴い説明会を実施
平成 24 年 4 月	担当部署の変更	● まちづくりの観点から総合政策部まちづくり調整課が担っていた本事業を、文化芸術振興等の観点から産業文化部地域文化課が担当することとなった。
平成 24 年 5 月	旧庁舎施設等活用事業第 3 回説明会の開催（19 日）	● 旧庁舎施設の工事着手を控えて説明会を実施 ● 旧庁舎施設で行われる各種事業の内容を説明
平成 24 年 6 月	旧庁舎施設の改修工事開始（1 日）	● 着工

年月	項目	内容
平成 24 年 6 月	施設名称の決定（6 月議会）	● 旧庁舎施設の名称が「立川市子ども未来センター」に決定（条例制定） ● 旧庁舎施設等活用事業改修工事変更契約のための補正予算
平成 24 年 7 月	公の施設指定管理者候補者選定審査会	● 合人社計画研究所グループを子ども未来センターの指定管理者候補者として選定することについて諮問・答申
平成 24 年 9 月	子ども未来センター指定管理者の指定	● 9 月議会において指定の議決、指定管理料の補正予算 ● 旧庁舎施設等活用事業改修工事請負契約変更契約（子ども未来センター分） ⇒地下レイアウト変更、駐輪場屋根設置、身障者用駐車場屋根設置、躯体補修
平成 24 年 11 月	旧庁舎施設等活用事業第 4 回説明会の開催（18 日）	● 子ども未来センターの貸館利用及び市民会館改修工事の概要について説明会を開催
平成 24 年 11 月	子ども未来センター指定管理者協定の締結	● 指定管理者協定及び平成 24 年度の年度協定を締結
平成 24 年 11 月	子ども未来センター改修工事竣工（30 日）	● 子ども未来センターの改修工事が竣工 ● 12 月 1 日から指定管理開始
平成 24 年 12 月	子ども未来センターのオープン（25 日）	● 開設記念式典を開催
平成 25 年 1 月	オープニングイベント（12・13 日）	● 財団に委託してオープニングイベントを開催
平成 25 年 2 月	貸室利用の開始（1 日）	● 一般利用者への施設貸出を開始
平成 25 年 2 月	市民会館の改修工事開始（1 日）	● 着工
平成 25 年 3 月	グランドオープン（20 日）	● 立川まんがぱーくのオープン ● グランドオープンイベントの開催
平成 25 年 4 月	市民会館追加工事契約その 1	● E V 新設、躯体補修についての追加工事契約締結
平成 25 年 6 月	条例改正・補正予算（6 月議会）	● 市民会館条例の改正（改修工事に伴う部屋の変更等） ● 追加工事の補正予算
平成 25 年 7 月	市民会館追加工事契約その 2	● レイアウト変更、アスベスト除去、消防設備不具合対応、給水配管修繕についての追加工事契約締結
平成 25 年 7 月	公の施設指定管理者候補者選定審査会	● 合人社計画研究所グループを市民会館の指定管理者候補者として選定することについて諮問・答申
平成 25 年 8 月	ネーミングライツ協定の締結	● 多摩信用金庫とネーミングライツ協定を締結（たましん RISURU ホールと命名）
平成 25 年 9 月	市民会館指定管理者の指定	● 9 月議会において指定の議決、指定管理料の補正予算
平成 25 年 11 月	市民会館改修工事竣工（29 日）	● 市民会館の改修工事が竣工
平成 26 年 1 月	市民会館のオープン	● 市民会館での受付業務開始（4 日） ● リニューアルオープン記念事業の開催（9 日） ● 1 月中は財団事業等の利用のみ
平成 26 年 2 月	施設利用の開始（1 日）	● 一般利用者への施設貸出を開始

2. 子ども未来センターの機能

(1) 子育て・教育支援

子ども家庭支援センター及び教育支援課が同居し、途切れのない発達支援とすき間のない子育て・教育支援を行っています。指定管理者も各種事業を展開しています。

①子ども家庭支援センター運営事業（市）

0歳から18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け付けているほか、さまざまな子育て支援事業を実施しています。また、児童虐待通告受付の機能も担っています。

②ファミリー・サポート・センター事業（市）

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）とお手伝いできる方（援助会員）が相互に登録して地域で助け合います。

③子ども総合相談受付（市）

どこに相談すればよいか迷っている子どもや保護者の話を聞いて課題を整理し、関係機関と連携して支援に繋がっています。

④発達支援事業（市）

子どもの発達が気になる保護者や関係者に、発達段階や状態に配慮した接し方、遊びの工夫など、専門的なアドバイスを行い、早期からの継続した支援を行っています。また、子どもの発達を促すために、年齢や発達段階に応じたグループ指導も行っています。

⑤就学相談事業（市）

心身の障害などがある子どもの小・中学校への就学について、子どもが持っている可能性を十分に発揮し、生き生きと楽しい学校生活を送れるよう、専門の相談員が必要な情報を提供しながら、保護者と一緒に考えます。

⑥教育相談事業（市）

幼稚園・学校に行きたがらない、友達と仲良く遊べない、気になる癖があるなど、学校や家庭での悩みや気掛かりなことについて、公認心理師等が相談にあたります。

⑦子育て支援啓発事業（指定管理者）

子育て情報の提供や子育て講座の開催などを行います。

⑧一時預かり保育（指定管理者）

家庭で育児をしている保護者の心身のリフレッシュや急用に対応するため、乳幼児の一時預かり保育を行います（登録制・有料）。

⑨子育てひろば（指定管理者）

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流する場です。

(2) 文化芸術活動支援

会議室、音楽活動やダンスができるスタジオ、創作活動に便利なアトリエ、文化芸術作品を展示するギャラリー、各種イベントに利用できるテラスや広場など、子ども未来センター内の施設を貸し出しています。文化芸術の教室・講座も開催します。

①若手芸術家等の育成支援（市・財団・指定管理者）

②ギャラリー展示（市・財団・指定管理者）

③教室、講座、イベント（財団・指定管理者）

（３）市民活動支援

市民活動コーディネーターが市民活動団体の支援を行っています。施設を舞台に展開されるプログラムの企画や情報発信などの広報活動、他団体とのつながりづくりなどをサポートします。

- ①プログラムの企画、実施サポート
- ②情報発信、PR 活動のサポート
- ③団体同士のコーディネート
- ④各関係団体との連携、調整

（４）その他

- ①錦連絡所（市）
各種証明書の発行、市税などの収納業務
- ②災害時における防災物品の備蓄（市）
- ③立川まんがばーく（指定管理者）
- ④月 1 回以上の広場イベント等（指定管理者）
- ⑤施設の貸出し業務（指定管理者）

3. にぎわい機能について

この施設は、集客することで回遊性を高め、地域の活性化を図ることも目的としています。設備改修から物品の調達まで全てにおいて、指定管理者が自らの費用負担と責任において行います。

（１）立川まんがばーく

指定管理者が施設の一部を使って観光拠点として整備しました。“昭和の古民家”をコンセプトとし、畳や押し入れを採り入れた造りとなっています。家族みんなでまんがを楽しんでもらえるよう各世代の代表的なまんがを幅広く豊富にそろえており、自由に閲覧することができます（有料）。カフェを含めた売り上げは指定管理者の収益となりますが、そのうちの 5 % が市に納付されます。

①入場料

大人（15 才以上）：400 円 小人（小・中学生）：200 円 未就学児：無料（大人の付添）

②開館時間

月～土 ：午前 10 時から午後 6 時まで
日・祝日：午前 10 時から午後 1 時 30 分まで
午後 2 時 30 分から午後 6 時まで

※日・祝日は整理券配布・2 部入替制

③蔵書数

約 40,000 冊。今後、リクエスト等を受けながら 50,000 冊程度とする予定。「うんちく学習まんが」の選定に力を入れています。

（２）広場イベント（月 1 回以上）

広場を利用してフリーマーケット等のイベントを開催しています。

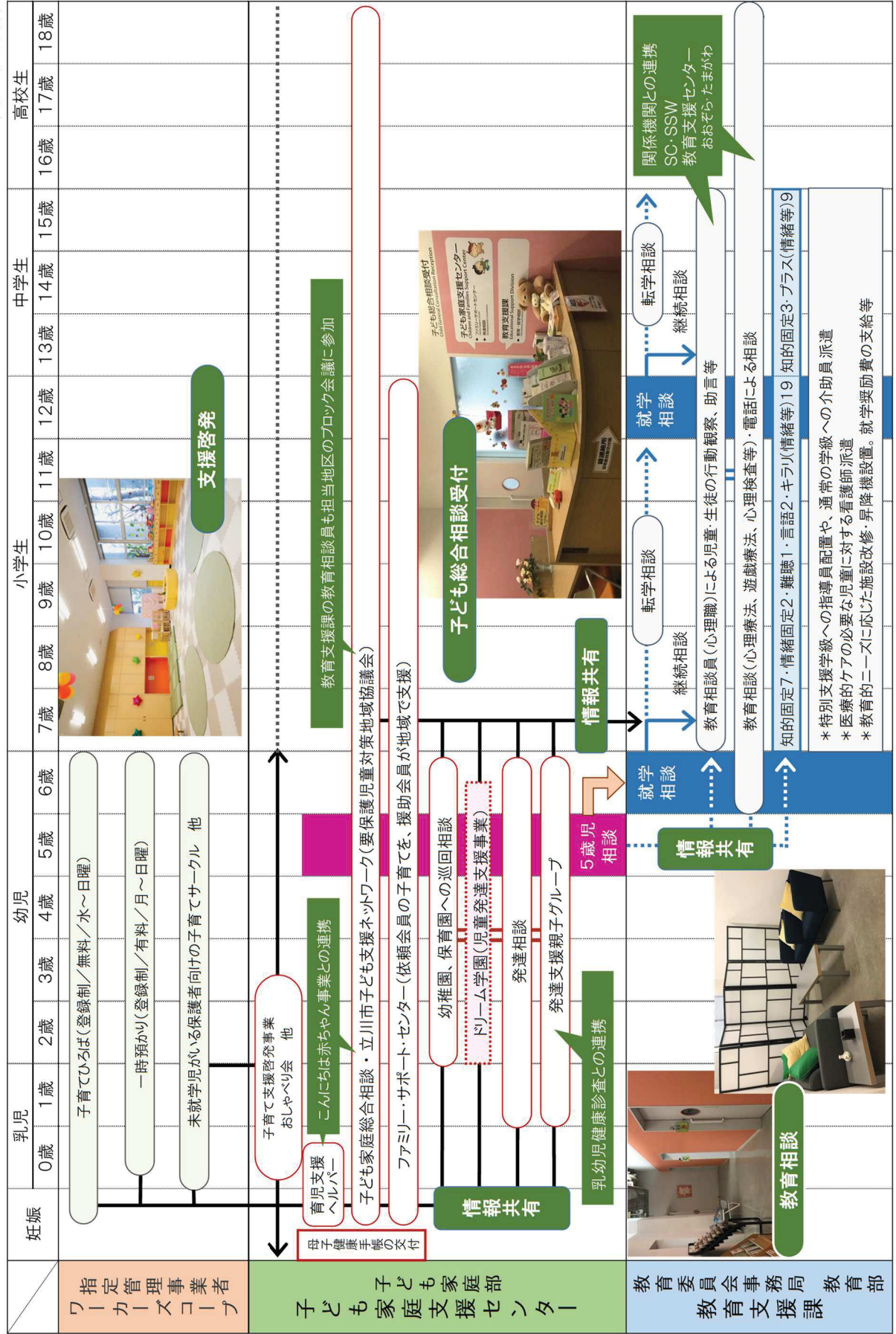
3. 沿革

◎＝子ども家庭支援センター ○＝ファミリー・サポート・センター □＝教育支援課

	時期		内 容
◎	平成 7 (1995) 年		東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。
◎	平成 12 (2000) 年	4 月	平成 10 年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン(立川市子ども家庭支援計画)」に基づき、女性総合センターアイム 1 階に、立川市子ども家庭支援センターを開設。
○		6 月	子ども家庭支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置。同年 9 月より援助活動を開始。
◎ ○	平成 15 (2003) 年		国の次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)や少子化社会対策基本法(同年法律第 133 号)などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。
◎	平成 16 (2004) 年		児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 153 号)により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。
◎	平成 17 (2005) 年		児童福祉法第 10 条第 4 項の改正を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務を付加し、対応できる職員体制となった。
◎ □	平成 21 (2009) 年	12 月	『第 1 次夢育で・たちかわ子ども 21 プラン』(平成 17 年策定)の重要取組事業として発足した「立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループ」による最終報告書がまとまる。
◎ ○ □	平成 22 (2010) 年	5 月	市役所本庁舎が立川駅北口の泉町へ移転。これに伴い、市は『立川市旧庁舎周辺地域グランドデザイン』を公表。庁舎跡施設を、乳幼児期から学齢期までの途切れのない発達支援(下記①～⑥の事業)を実現する、子ども総合相談の拠点として利活用する方針を固め、準備検討に入る。同時に、子ども家庭支援センター等が、旧庁舎に隣接する立川市錦町 4-1-19(立川市簡易裁判所跡施設)に移転する。 ①子どもと家庭の総合相談窓口である子ども家庭支援センター(ファミリー・サポート・センターを含む) ②ドリーム学園(心身障害児通所訓練事業)の発達相談事業及び外来母子通園事業 ③教育委員会指導課所管の教育相談事業 ④教育委員会学務課所管の就学相談事業、就学奨励費事業 ⑤民間活力導入による乳幼児の一時預かり事業 ⑥子育てひろば事業と子育て支援啓発事業
○ □	平成 24 (2012) 年	4 月	組織改正により、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置し、上記事業の②も担当することとなる。また、上記事業③と④をはじめ、特別支援教育関連の処務を一体的に取り扱う「特別支援教育課」を教育委員会事務局に新設。
◎ ○ □		12 月	同月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』の行政機能がスタート。オープンに合わせ、ファミリー・サポート・センターを含む子ども家庭支援センター、特別支援教育課、市民課(錦連絡所)が子ども未来センター内に移転。子ども総合相談受付を設置した。
◎ ○ □	平成 25 (2013) 年	3 月	子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがぱーく」を含むすべての機能がスタート。

立川市子ども未来センターの子育て支援機能

令和6年4月現在



※各居室の状況は、I K E A 子ども募金による寄附物品の確認用レイアウトであり、実際の使用状態とは異なります。

子ども未来センター1階 子育て支援ゾーンのご案内



遊戯室1
64 m²



教育支援課 子ども家庭支援センター事務室
143 m²

フックポスト

錦連絡所
55 m²

遊戯室2
32 m²

相談室3
21 m²

相談室2
19 m²

グループ指導室
74 m²

多目的トイレ

相談室1
11 m²

給湯室 4 m²
授乳室 2 m²

相談室4
15 m²

行政会議室
18 m²

子育てひろば
111 m²

調乳室
9 m²

子どもトイレ
8 m²

EV

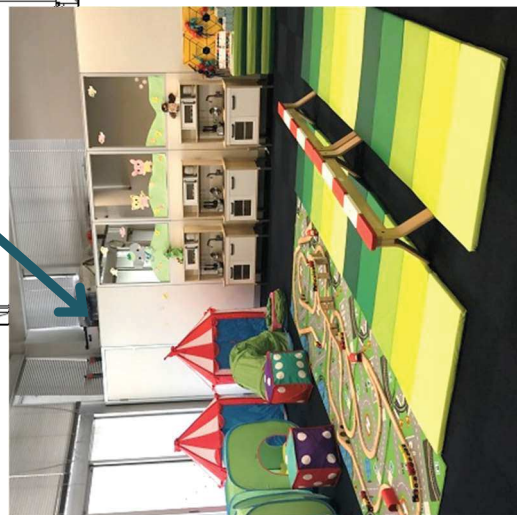
一時預かり室
32 m²

子育て
管理者・事務室
28 m²

102 会議室
56 m²

グループ活動室
61 m²

南入口

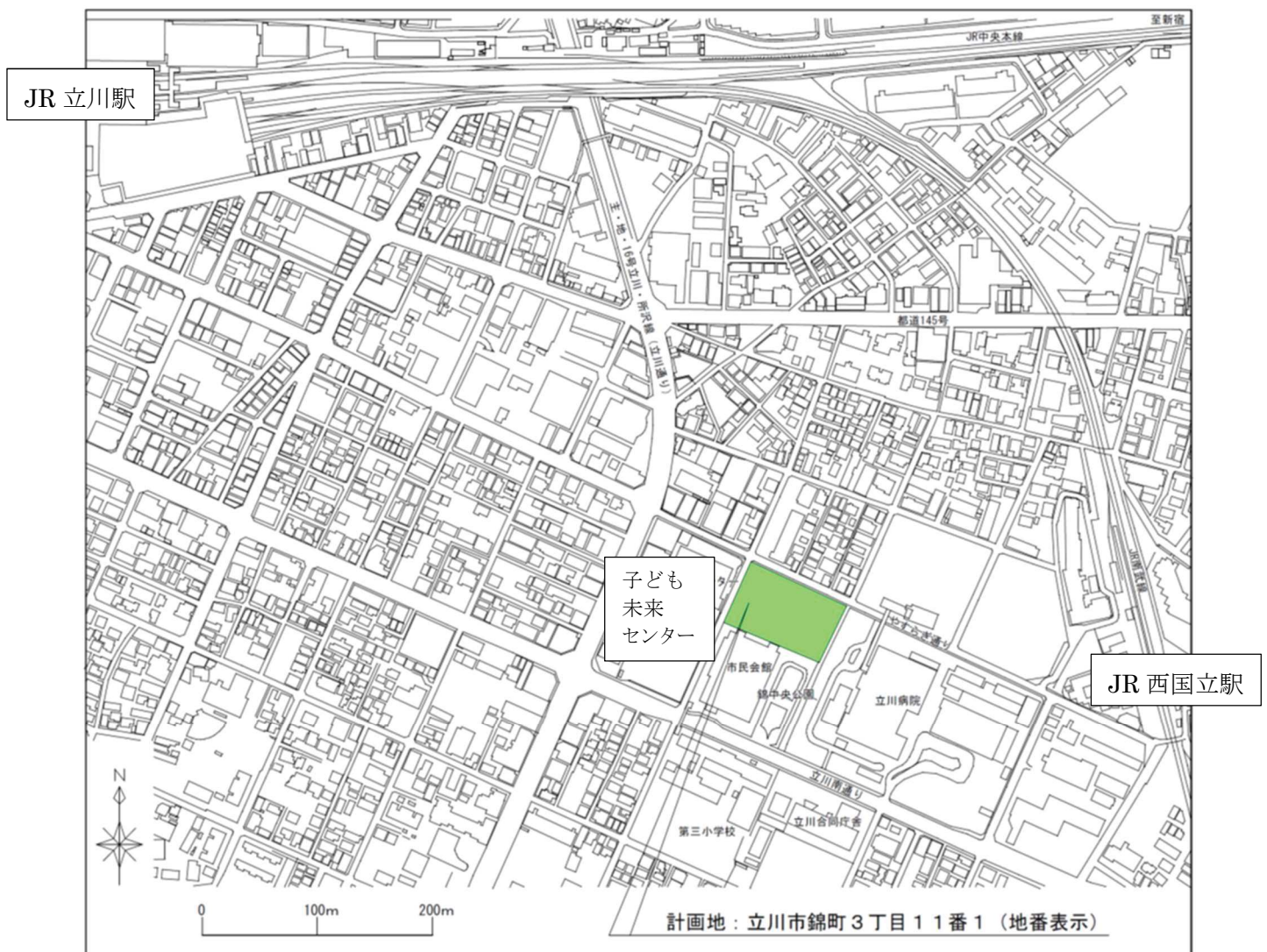


子育て支援・保健センター（愛称：はぐくるりん）の概要

子育て支援・保健センターは、健康会館、ドリーム学園、子ども家庭支援センター、教育支援課の機能、及び子育て推進課の一部機能を有する施設です。令和7年度に供用開始できるよう現在工事を進めています。

子育て・健康複合施設 概要(基本計画時点)	
用途	庁舎（事務所）・児童福祉施設
階数	地上3階（一部地上1階）
附帯施設	駐車場 30 台程度、駐輪場 100 台程度
所在地	立川市錦町3丁目3番6号（住居表示）
面積	敷地面積 4,425.14m ²

<計画地周辺図>



子育て・健康複合施設に求められる6つの機能

（１） 子ども家庭総合相談機能・途切れのない支援機能

子どもショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、児童虐待などへの対応を実施します。また、保護者の不安、心配ごと等についての相談を実施します。途切れのない安心した子育てを支える「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から切れ目ない支援や相談、乳幼児の健康診査や予防接種等を実施するとともに、子育て支援に関わる関係部署との連携を進めます。

（２） 家族支援機能・地域支援機能

子育てに関する講座などの子育て支援啓発事業やファミリー・サポート・センター事業、子育てひろば事業、障害児等の一時預かりなどを実施します。

（３） 発達支援機能・特別支援教育機能

「児童発達支援センター」として、発達相談や児童発達支援事業（ドリーム学園）などを実施します。

心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学等に向けた相談を実施するとともに、障害等により支援や配慮が必要な児童・生徒に対する事業や、小・中学校における環境整備等を実施します。また、子ども自身の悩みや保護者の不安、心配ごとについての相談を実施します。

（４） 健康維持・増進機能

健康相談、健康教室、保健指導や予防接種などの各種保健サービスを実施します。

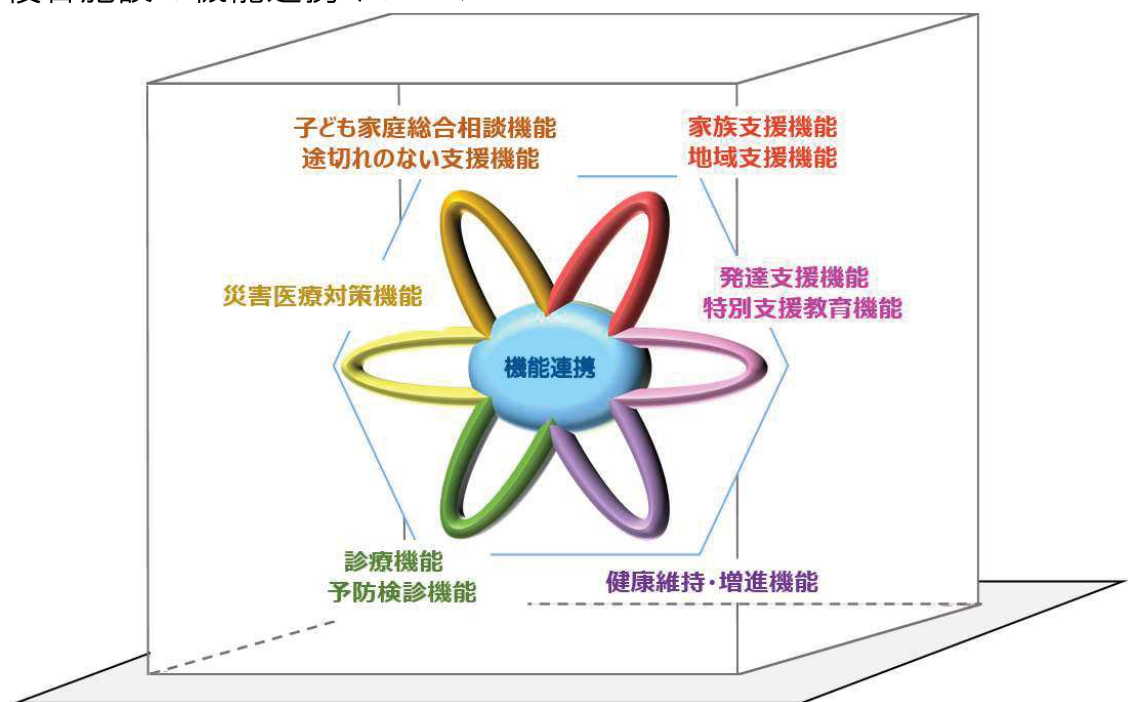
（５） 診療機能・予防検診機能

休日急患診療及び歯科休日応急診療を実施します。また、各種がん検診や成人の健康診査等を実施します。

（６） 災害医療対策機能

災害時の医療救護対策本部としての機能を保有します。

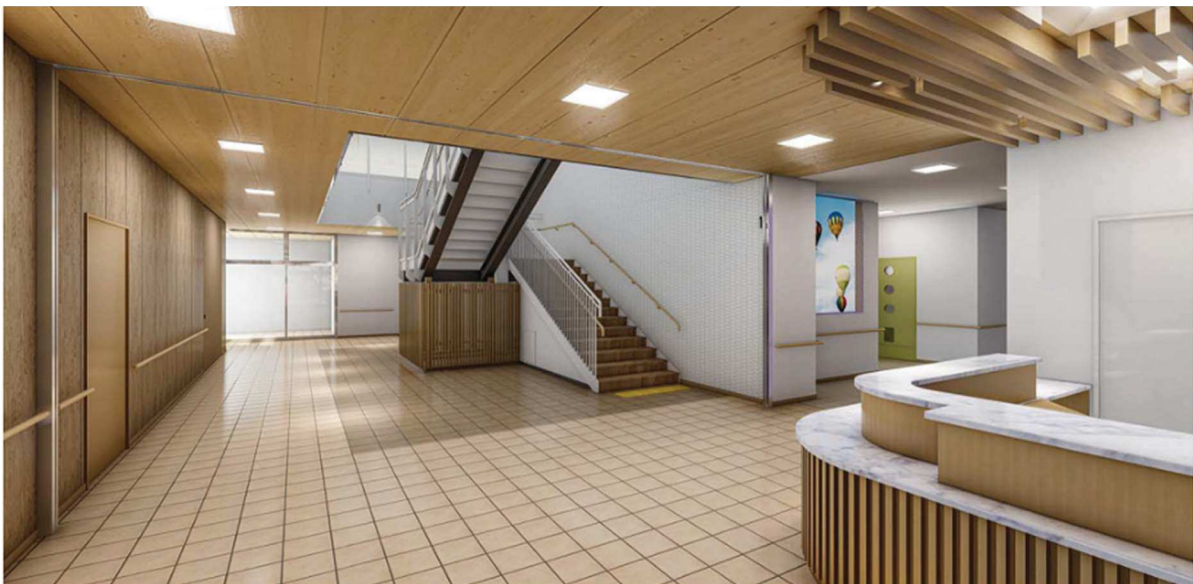
◎複合施設の機能連携イメージ



(1) 外観イメージ



(2) 内観イメージ

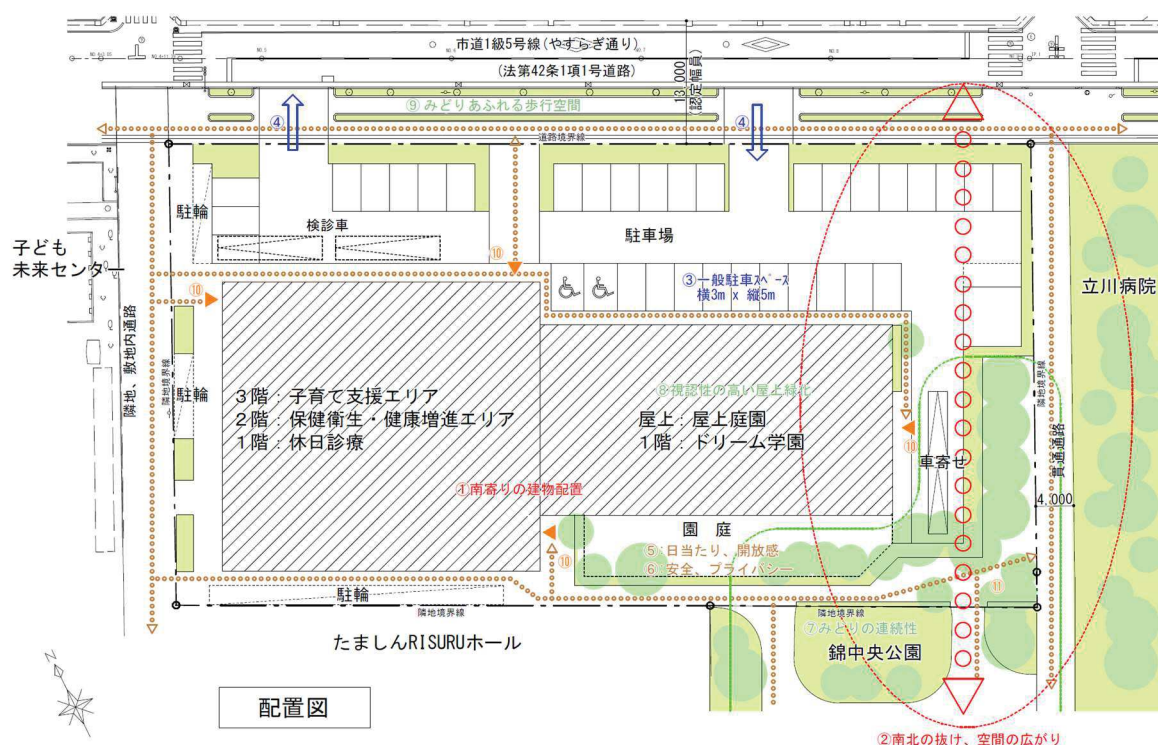


(3) 執務室イメージ



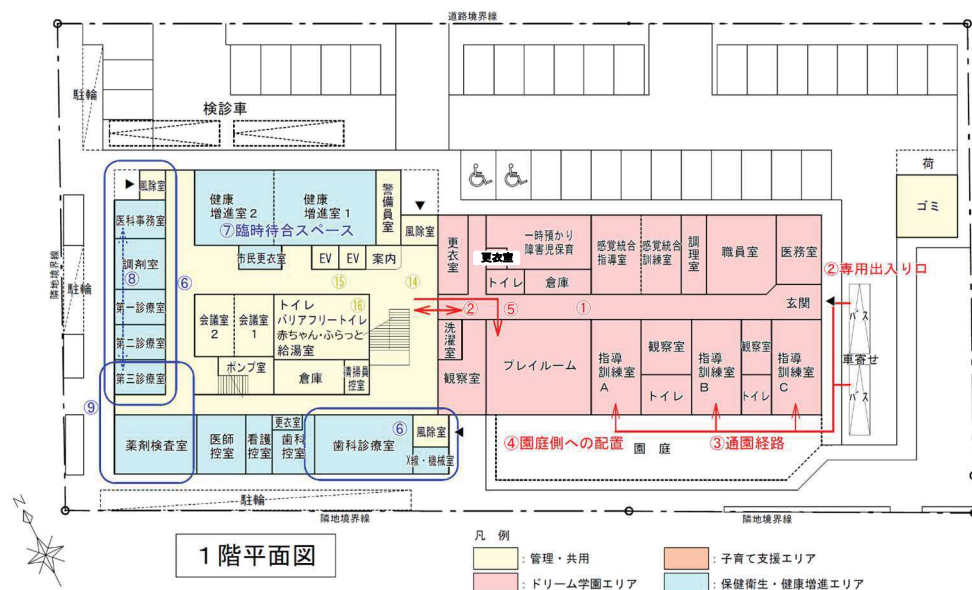
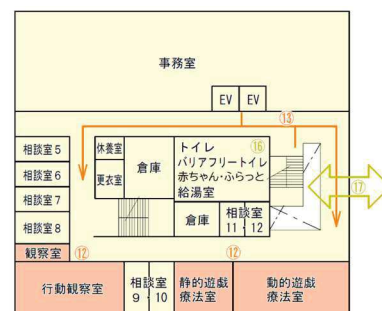
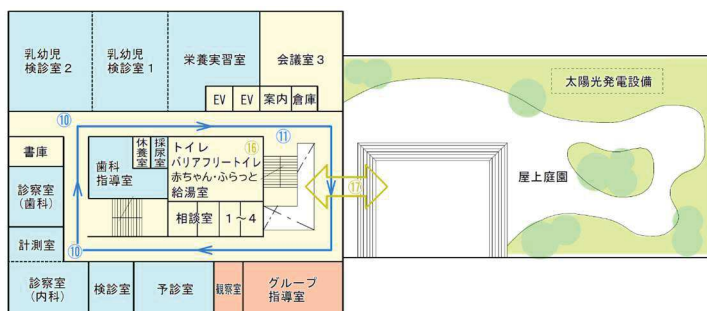
(4) 配置図

「立川市子育て／健康複合施設（仮称）基本計画」より抜粋



(5) 平面計画

「立川市子育て／健康複合施設（仮称）基本計画」より抜粋（一部変更あり）



凡 例

管理・共用	子育て支援エリア
ドリーム学園エリア	保健衛生・健康増進エリア

令和 6（2024）年度事業概要
子ども家庭支援センター・教育支援課
＜令和 5（2023）年度事業報告＞

～本誌は、教育相談紀要「こぶしの花」からの通算では第 56 号です～

発行 令和 6 年 10 月

編集 立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター内
立川市子ども家庭部 子ども家庭支援センター
電話 042-528-6871
FAX 042-528-6875

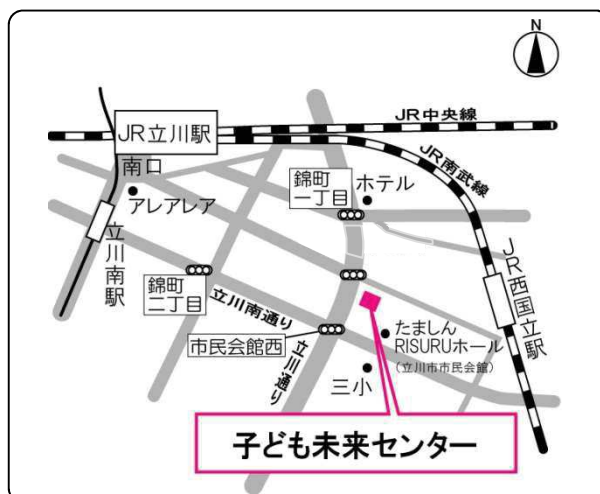
立川市教育委員会 教育部 教育支援課
電話 042-527-6171
FAX 042-528-6875

* 子ども未来センター

〒190-0022 立川市錦町 3 丁目 2 -26

受付 月～土曜日
午前 9 時～午後 5 時

休業日 日曜・祝日・年末年始



- 徒歩でお越しの場合
 - ✎ JR 中央線「立川駅」南口より約 13 分
 - ✎ JR 南武線「西国立駅」より約 7 分
 - ✎ 多摩モノレール「立川南駅」より約 12 分
- 相談等でお車でお越しの場合
建物南側の提携駐車場をご利用ください